

---

令和元年第4回南丹市議会12月定例会会議録（第3日）

令和元年12月4日（水曜日）

---

議事日程（第3号）

令和元年12月4日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（21名）

1番 塩 貝 孝 之	2番 前 田 義 明	3番 而 村 好 高
4番 野 村 健	5番 麻 田 育 良	6番 鞆 岡 誠
7番 木 村 裕	8番 谷 尻 昌 史	9番 谷 尻 宣 雄
10番 木 戸 徳 吉	11番 平 田 聖 治	12番 吉 田 尋 子
13番 平 野 清 久	14番 八 木 信 樹	15番 柿 迫 正 紀
17番 今 而 不 悖	18番 松 尾 武 治	19番 仲 村 学
20番 山 下 秋 則	21番 廣 瀬 孝 人	22番 小 中 昭

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局 長	山 口 浩 之	次 長	市 原 丞
次 長 補 佐	吉 田 恵	係 長	井 尻 久 美

---

説明のため出席した者の職氏名

市 長	西 村 良 平	副 市 長	山 内 守
教 育 長	木 村 義 二	市 長 公 室 長	船 越 雅 英
総 務 部 長	堀 江 長	危 機 管 理 監 兼 支 所 担 当 部 長	國 府 博 美
地 域 振 興 部 長	清 水 茂	市 民 部 長	弓 削 雅 裕
福 祉 保 健 部 長	榎 本 尚	農 林 商 工 部 長	國 府 栄 彦
土 木 建 築 部 長	柴 田 建 司	上 下 水 道 部 長	森 雅 克
教 育 次 長	中 川 勇 夫	教 育 参 事	榊 貢

**午前 10 時 00 分開議**

**○議長（今面 不倅君）** 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 21 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

-----

**日程第 1 一般質問**

**○議長（今面 不倅君）** これより、日程に入ります。

日程第 1 「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、8 番、谷尻昌史議員の発言を許します。

谷尻昌史議員。

**○議員（8 番 谷尻 昌史君）** 皆さん、改めましておはようございます。議席番号 8 番、丹政会所属の谷尻昌史でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回も地域経済活性化と、そして通学路対策について通告をしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは最初に、前回、時間の関係で質問できませんでした地域ブランド事業について聞いてまいります。

昨今、さまざまな品が地域の魅力を生かし、また、発信するものとして、地域ブランド商品として提案されております。テレビや雑誌でこれらのランキング企画がございますが、夕張メロンや魚沼産コシヒカリ、また、近いところでは、丹波黒大豆などが上位に名を連ねております。私もたまに少しだけいただくことがございます大分麦焼酎も常に上位にランクされております。

本年 7 月に産業建設常任委員会で香川県三豊市と坂出市を行政視察させていただきました。坂出市では坂出ブランド認定事業について研修したわけではありますが、市にゆかりのある商品を坂出ブランドに認定し、共通のブランドマークを用い、市内外に情報を発信することで、市の知名度の向上、産業振興及び地域の活性化を目的に取り組みを進めておられます。この認定事業については、成果や今後の課題、また、制度面の欠点などもご教示いただいてまいったわけでございます。

この地域ブランド推進事業は、ふるさと納税の盛り上がりも受け、多くの自治体が積極的に推進しておりますが、これら地域ブランド支援事業について、まず市長のご所見を伺いたいと思います。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** それでは、ただいまの谷尻議員のご質問にお答えさせていただきます。

市町村の取り組みではございませんが、全国的には地域ブランドの確立と地域の産業振興について、都道府県単位でもさまざまな取り組みがされております。例えば高知県ですと、株式会社高知商品計画機構という組織をこしらえ、大分では一村一品株式会社、あるいは、富山県ですと富山県いきいき物産株式会社と、これはどういった取り組みをしておるのかという、もちろん一からの商品開発もありますが、地域内の有力な生産物、加工品等々を一つのブランドとして統一して全国的に売り込んでいく、そういった取り組みがされておりますし、京都の場合でも、南部でお茶の京都というブランドで積極的に推進していったり、丹後のほうでも、シルクや海産物などでそういう取り組みがなされているところがございますが、残念ながら、この中部エリア、特に南丹市の中では成功しておる事例は、美山ブランドとして美山のおいしいきれいな水と、そして豊かな大地から生まれた農産物、あるいは牛乳の加工品など、京阪神に売り込んでいく、また全国にも売り込んでいく、そんな取り組みが早くからなされて、美山ブランドは一定確立してきたのではないかと思います。

さて、いよいよ、これ、南丹市全体でどういうことを取り組んでいく必要があるのかと。私自身は県単位で取り組まれているような販売、商品企画、それをブランドとして認定して販売していくような、そんな取り組みは、今、ご質問の中でも谷尻議員がご指摘されておりますように、一定の認定制度とか、あるいはあるものをうまく商品化していく、あるいはブランドをネーミングすることによって、冠をかぶせることによって、一つの大きな商品の塊、そういうものをつくっていったり、売り込んでいくということが必要ではないかというふうに思っております。

ことは立藩400年で小出そばを出石そばとして売り込んだり、あるいは400年の歴史を持つかどやの唐板をPRしていこうとか、あるいは八つ橋に焼き印を入れて売っていこうとか、個々にはいろいろ努力をいただいておりますが、何とかこれから先はそういった個々に頑張っておられる品物を、南丹だけではちょっと弱いので、京都丹波南丹の、例えばですが、ブランドとして統一的な売り込みをしていくということが考えられないか、私はそういうふうに考えて、今後の作戦というのに取り組んでいく必要があろうかと思います。

たまたま今年度より、ふるさと納税の関係で、もう一度、市内の商品を洗い出して、今まで少なかったアイテム、選択いただく商品については、200以上に拡大して、その中で体験も含めたいろんな商品が出されておって、これは南丹市のふるさと納税の返礼品の塊としてPRしておるわけでございますが、ふるさと納税だけじゃなくて、もっと全体的に南丹市全域を包んでいけるようなブランドづくりに取り組んでいきたいという思いを持っております。

それをどう具体化していくのかということについては、今日までのブランドづくりの取り組みも反省したり、あるいは問題点、課題を出しながら、これは関係機関の協力がないと、商工会でございませうとか、あるいは農業生産者でございませうとか、あるいは6次産業を取り組んでいただいております加工業者でございませうとか、そういうところと連携していく必要がございますが、私はふるさと納税の取り組みの中で、その皆さん方の協力体制、こんなにたくさん商品を出していただいたということで、つくっていけるのではないかというふうに思っておりますので、引き続き努力をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

谷尻議員。

**○議員（8番 谷尻 昌史君）** 他府県や美山ブランドの事例も挙げてご答弁いただきました。

少し触れてもいただきましたが、本市におきましても、平成25年度から29年度まで、農政課で南丹ブランド推進助成事業に取り組んでまいりましたが、その内容は農林水産物を活用した特産品づくりに向けた施設改修、または機械の更新であったり、パッケージやシールの製作に係る支援が主なものでございました。

この事業については、産業建設常任委員会で、本年度は実施をせず時間をかけて事業の見直しを図るとの説明を受け、ブランド推進の担当も、当時の農政課から商工課に移ったわけですが、この見直しの状況や次年度以降の取り組みについて、担当部長にお聞きしたいと思います。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

國府農林商工部長。

**○農林商工部長（國府 栄彦君）** ご質問にお答えいたしたいというふうに思いますけれども、南丹ブランド推進助成事業につきましては、平成25年度から取り組みを進めてまいりました。これまで多くのグループや生産組合などにご活用いただいております。

本助成事業の活用につきましては、商品そのものの付加価値の向上、また、地域ブランドとしての定着など、一定の事業効果があったのではないかとというふうに認識しております。

しかしながら、制度の趣旨であります南丹ブランドの創出にはつながっていない現状がありまして、今年度は検証や制度の見直しのため、休止をしている状況でございます。

ブランド力につきましては、販路拡大及び売り上げの向上に直接結びつけるための付加価値であり、極めて重要であるというふうに思っておりますけれども、新たに南丹ブランドとして確立するのではなくて、既に定着した地域ブランドのさらなる強化、また、流通の促進、情報の発信によりまして、それらを生み出す土壌として南丹ブランドが生まれ、付加価値が生じるものというふうに認識しているところでございます。

今後におきましても、京野菜、畜産、加工食品などを含めまして、地域ブランドの付加価値をさらに高めるために情報の発信や流通の促進を強化し、積極的に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

谷尻議員。

**○議員（8番 谷尻 昌史君）** 積極的に進めるというようなご答弁だったかというふうに思いますが、ぜひ効果的な事業構築を期待いたします。

地域ブランド商品や製品の支援事業について2点お聞きいたしました。これからは地域ブランディングについての質問をさせていただきます。

平成29年3月に策定されました南丹市シティプロモーション戦略において、本市のSWOT分析では、強みとして、京野菜ブランド、乳製品の産地として付加価値の高い農産品の生産が盛んであり、また、弱みとして、市の認知度が低く、都市としてのブランドイメージが希薄分析されております。

そして、魅力、課題から導き出す南丹市が行うべきプロモーションの1点目に、南丹市というブランドの確立と発信というものが上げられております。

内容は、旧町のそれぞれの特徴を生かし、魅力を引き上げながら、4町が一体となった南丹市としてのブランドを確立し、認知度の向上を目指すとありますし、また、南丹市のブランドコンセプトと基本方針では、行ってみたいから何度も訪れたい、さらには住みたいと思ってもらえるよう、個人との関係性を深めていくことが重要というふうにあります。

本市のシティプロモーション戦略は平成29年から31年度と設定されており、つまり最終年度を迎えておるわけであります。もちろんこれらは短期間で成果が出るものではないということは十分承知しておりますが、南丹市というブランドの確立と発進について、市長の現状評価や課題、また、今後の展開などがあればお聞かせいただきたいと思っております。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

市長。

**○市長（西村 良平君）** ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思っております。

自動車メーカーなどは新たな車種を生み出すまでに、既存の車種にダブルネームをつけます。メインの車の名前と、それから次に持ってきてほしいという、そういった車の名前をつけて売り出し、やがてそれを独立させて、前のイメージを使いながら、新しいイメージをつくっていくと、そんな戦略もあるようでございます。

南丹市の場合は、合併以前の、例えば京都駅から電車に乗りますと、日吉行きというのは残念ながらないわけですが、園部行きで、園部はかなり認知いただいております。美山は言うまでもなく、京阪神に相当の好ましいイメージでブランドを持っておるとこ

ろでございます。

日吉も中央市場などでは日吉の黒豆とか、あるいは壬生菜でございますとか、そういったものも持っておりますし、八木の場合は、農産物でいきますと、みず菜でございますとか、九条ネギとか、そういうものがあるわけですが、私はこれから南丹市を広めていくために、南丹だけでは本当にわかりにくいという人が多いです。

そんな中で、これからはできるだけ南丹園部とか、南丹日吉とか、南丹美山とか、そういうダブルネーミングといいますか、従来のブランド力に南丹というものを乗せながら、だんだんと南丹のイメージを強めていく、そういう戦略が必要であるのではないかと思います。一方では、大嘗祭で全国的に南丹という名前が知れ渡ってまいりました。そんな意味では、そういったブランド力を引っ張り出すイベントや、あるいは農産物なども積極的に活用していきたいということで、市のホームページも改めた中では、早速、丹波キヌヒカリ、大嘗祭に使われたお米と、供納されたお米の産地であるということもPRしていくことで、ブランド力を高めていこうというふうに思っておるところでございます。

それから、他の議員さんのほうからもご質問もいただいておりますが、丹波というブランドが大変全国的に知れ渡っております。お隣の篠山市は丹波という力をやっぱり利用しようということで、丹波篠山市ということで市の名前を変えられましたが、本市の場合はそこまではできませんが、京都丹波ということで、2市1町でも手を組んで、そういうブランドもつくっていこうと。ですから、旧町の力と、それから南丹という独自の力と、それから2市1町の京都丹波という、その三つのブランドをともにつくり上げていくことが、南丹を一人前に認証していただける、そういう近道ではないかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

谷尻議員。

**○議員（8番 谷尻 昌史君）** ネーミングの効果、また、それを活用したというようなことでございます。

少しキヌヒカリの話も出たわけでございますが、マーケティングの要望で四つのPというものがございますが、その中の一つにプレイス、流通がございます。ターゲットにどのような経路や手段で届けるか、店舗やインターネットなど最適な流通を考えるという意味で、どこで売るかということです。

先ほど述べたシティプロモーション戦略の南丹市のブランドコンセプトと基本方針では、都市部から電車で40分かければたどり着く落ちつきのある田舎の風景、行ってみたいから何度も訪れたいなどと記され、現地での体験に重点を置いたプロモーションを私はイメージいたします。

一昨年2019年7月に新潟県魚沼市へ産業建設常任委員会商店街振興について視察

をさせていただきました。同市は言わずと知れたブランド米、魚沼産コシヒカリの産地でございます。商店街や市内の飲食店には魚沼産コシヒカリ使用の店と記された立派な木札がかけられ、懐石やコース料理では、メインのように土鍋炊きのご飯が提供されます。

また、そのお隣の南魚沼市では、2010年から南魚沼グルメマラソンを開催されております。少し紹介しますと、ハーフマラソン、4分の1マラソン、8分の1マラソンの3種目が用意されておりますが、実はこの大会は走り終わってからが本番でございます。参加賞の大会特製の丼がありますと、炊き立ての魚沼産コシヒカリが食べ放題になります。市内業者による飲食ブースでは、ご飯のおともやおかずが100円から500円ぐらいで販売され、行ってみれば、消費カロリー倍返しのグルメパーティーが開催されるわけです。

一例を申しましたが、この両市ともブランド米の産地であることを最大限に生かし、米の販売や流通だけでなく、実際に魚沼産コシヒカリを食べに来てもらう、足を運んでもらうといった施策や事業を展開されております。

本市におきましても、3年連続特Aの評価をいただき、そして大嘗祭奉納米の丹波産キヌヒカリの魅力をより発信し、いかに本市に食べに来ていただくかを踏まえた企画や戦略が必要ではないでしょうか。

これについては、夏ごろに商工課の担当職員さんに提言させていただきまして、その後、企画案も作成いただいておりますが、今売るべき商品を見きわめ、地域の魅力や価値を高める施策の実行を求めますが、いかがでしょうか。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 先般も商工会の寺田会長を話しておったんですが、この丹波キヌヒカリ、どうやって売り込んでいこうということで、まず、京都市内あたりでコシヒカリを炊いたおにぎりを人が集まりそうなところでPRをゲリラ的というか、少しやってみてはどうかということで、まだ企画は十分練れておりませんが、そんな取り組みでございますとか、あるいは、私自身も方々に出かけるときに、2合の袋を持って歩いとるわけですけども、これはほとんどございませぬが、市のホームページなどでも南丹市の温心米も出ておりますし、そんなお米も売っておりますので、ぜひよろしくということで、名刺がわりに持ち歩いておりますが、そういったPR戦略もこれからもっと考えていけたらというふうに思いますし、特にこれから正月に向けて神社でお洗米を配られたりするの、何とか、これ、間に合うかどうかわからないんですが、丹波キヌヒカリお洗米を方々で配っていただいたら、遠くから帰ってきていただいた皆さんも、南丹のお米は大嘗祭供納米丹波キヌヒカリやということで売り込んでいけないかなと。

そういったアイデアを実行に移していくその努力が必要ですので、そのあたりはまだまだ弱いと思います。その弱さを克服していきたいと思いますので、議員さんもアイデ

アを出していただける立場で、また実際に使っていただける立場で応援をよろしく願いたいと思います。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

谷尻議員。

**○議員（8番 谷尻 昌史君）** 本当に日本全国どこへ行っても、南丹市のお米はおいしいなというふうに私も思います。市長はみずから2合のお米を持ってPRをされているということでございますが、もちろん市外でのことだというふうには思いますが、どんどんPRをしていただけたらと。私も積極的にPRしていきたいというふうに思います。

それでは、地域ブランディングの最後に少し違う視点での質問をいたします。地域課題解決と地域ブランディングの相関関係についてであります。

事例ばかりで申しわけないんですが、例えば富山市は人口減少や超高齢化社会と低密度な市街地、過度な自動車依存などの地域課題の解決に向け、いち早く公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりに取り組まれ、コンパクトシティの先進地として広く認知されました。また、昨年、内閣府によってSDGs未来都市に選定され、その都市ブランドを高めておられます。

また、お隣の亀岡市は、プラスチックごみ海洋汚染が深刻さを増す中、保津峡でのプラスチックごみが目につくようになったことから、世界に誇る環境先進都市を目指していこうという未来ビジョンのもと、プラスチックごみゼロ宣言を行い、プラスチック製レジ袋の使用を禁止する条例制定を目指しておられます。本来の課題解決には相当な期間を要することと考えますが、レジ袋有料化を目指す環境省より一歩進んだ内容であり、日々、多くのメディアに取り上げられることで、地域ブランディングの一つの目玉ともなっております。

このように地域の課題を解決することにより、地域のブランドが形成されていくケースがございます。そうすると、そのブランド、地域をメディアなど第三者が勝手に発信してくれますし、シティプロモーションの理想的な形でもあろうかというふうに思います。

本市では地域の特色を生かし、バイオマス産業を軸とした環境に優しく災害に強いまちづくりを目指す地域として、関係7府省からバイオマス産業都市の選定を受けてはおりますが、地域が抱える課題の解決という視点を踏まえて、南丹市の地域ブランディングを方向づけていただきたいというふうに考えておりますが、市長、ご答弁をいただけますか。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** お答えさせていただきます。



少し風呂敷を広げた話になりますが、これはまちづくりについての基本的な戦略をつくっていくまでの一つのイメージとして私が考えておりますのは、一つは、日本遺産が全国で100カ所を選んでいこうということで、既に近隣では山城のお茶、それから丹後のシルクや、お隣では、亀岡で保津川文化というようなテーマで日本遺産の選定を目指しておられますが、残念ながら亀岡は認定されておりませんが、しかし考えてみますと、南丹市域、亀岡も京丹波も含めてでございますが、大嘗祭でもございましたように、大変豊かな水田地帯でもございます。山合いの水田もございますが、盆地の間に広がる水田でおいしいお米がつくられておる。そういった日本の国が国づくりから早くからお米をつくっておりましたし、そして保津川の水を、保津峡ですね、その水を、昔は湖だったと言われておりますが、抜くことによって、肥沃な土地が生まれてきたと。それからお米にまつわる伝統芸能とか、民俗芸能とか、そういうものもたくさんありますし、また、お米の生産を祝うそれぞれの鎮守の森、非常に多くの式内社も早くからあるということで、私は、できましたら、森の京都というふうに京都府が呼んでおりますが、私は違うんじゃないかというふうに思っております。私は農の京都、あるいは実りの京都、そういう豊かな農産物の加工の地域であるということをもっと売り出していくようなイメージづくりが必要ではないかというふうに考えております中で、今回、日本遺産に、最後の年になりますが、あと枠が13ということで、南丹市も手を挙げ、おくれてにわかには、昨年の終わりぐらいから温め出して、ことしになってから動き出し、ようやく申請間近になって、いろんな方のアドバイスも受けながら、申請をしていきたいと。そういう意味では、日本遺産、実りと、お米と、それ以外の実りのふるさととしてのPRをしていきたいし、京都府にももうちょっと考えてくださいというふうにもお願いしていきたいというふうに考えております。

それとあわせて、今、バイオマスのお話も出させていただきましたが、そういった実りを支える天然の肥料として、そういうものも活用を広めていけたらというふうに考えております。

八木バイオエコロジーセンターについては、液肥の4分の3は高いお金を出して浄化して川に戻すというか、流しておるところでございます。その費用というのは数千万円かかっております。それが田畑に還元されますと、素晴らしい肥料としての効果も発揮するとともに、大幅な支出の減も見込まれますし、そういった日本遺産の中で、新しい取り組みとして、バイオマスの先端技術を入れて、循環する社会づくりもこれから考えていけるような要素も出てくるのではないかとこのように思っております。

それからもう一つは、先ほどの質問とも少しダブってまいりますが、いろんなPRをしていく、一元的にPRしていくのに、現在、観光協会それぞればらばらでPRしております。一番積極的に動いていただいておりますのは、美山の観光のDMOでございますが、しかし、日吉も八木も大変頑張っていて、日吉ですと日吉ダムを盛り上げていこうと。あるいは最近ですと、梅若能も視野においていただいております。八木ですと八

木城、丹波内藤氏をもっと盛り上げていこうという取り組みもございます。

そして、いよいよ園部でも観光協会を立ち上げていこうということで、かなり準備が進んでおると思いますし、できましたら年度内に立ち上げていただいて、来年度からは南丹市が一つになってPRができていく、そういった連絡協調体制をつくりながら、ブランド力も高めていきたいというふうに思っておりますので、日本遺産の申請につきましては、1月中旬が山場でございますし、ロビー活動も含めて、今、取り組んでおるところでございますが、何とかそれも認定いただいて、南丹という言葉をもっともっと、また、京都丹波という言葉をもっともっと打ち上げていけたらというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

谷尻議員。

**○議員（8番 谷尻 昌史君）** たっぷりとご答弁をいただきました。日本遺産を目指すということで、あしたの京都新聞が楽しみでございます。

地域課題の解決や地域ブランドの醸成には10年、20年といった時間がかかるでしょうし、逆に言えば、10年後、20年後を見据えた未来ビジョンが必要になってまいります。このような複合思考と長期視野こそが南丹市の地域ブランドをつくるのではないかとこのように考えます。未来に向けた継続可能かつ発展性のある地域社会を、構想し得る地域ブランディングを強く望みまして、次の質問に移ります。

それでは最後に、園部大橋架け替え工事に係る通学路についてお聞きいたします。

これまでも多くの議員から国道9号園部大橋かけかえ工事については一般質問で取り上げてまいりました。また、我々丹政会も京都府や国土交通省に対し、工期が短縮されるよう要望活動も行ってきたところであります。

9月定例会での同僚議員の質問でも、令和2年8月に仮橋への通行切りかえ予定で、事業は計画どおりと、昨日もそのような答弁はございましたが、大橋架け替えと、この一連の工事によりまして、園部小学校の通学路が変更されております。

これまで本町方向から通学する児童は、上本町から国道園部大橋交差点を渡り、小学校へ向かっておりましたが、変更後は国道宮町交差点を渡り、園部お城通りから右折し、宮町区自治会館の横を通して小学校へ登校しております。

まず、これら通学路変更の影響範囲や、そしてその期間について教育長にお伺いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

教育長。

**○教育長（木村 義二君）** 質問にお答えさせていただきます。

通学路変更に伴う影響でございますが、現在、本町、上本町、若松町、新町、内林町、木崎町、上木崎町、河原町の児童が通学路を変更しております。

変更の期間につきましては、令和元年10月16日の下校時から令和2年3月24日、3学期の終業式までと承知しております。

以上です。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

谷尻議員。

**○議員（8番 谷尻 昌史君）** 影響範囲についてお聞きいたしました。約150人程度の影響があるのかなというふうに思いますが、恐らく通学路の変更に当たっては、事前に先生による調査が行われているというふうに考えるわけですが、今回のようなこの通学路の変更があった場合に、実際にどのように安全確認が現場で行われて、どのような報告が教育委員会に上がっておるのか、教育次長にお伺いしたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

中川教育次長。

**○教育次長（中川 勇夫君）** 谷尻議員のご質問にお答えいたします。

学校においては、児童の安全の確保を図るための計画を策定いたしまして、安全確保を図る上で支障となる事項を認めた場合につきましては、必要な措置を講じることになっておりまして、通学路の変更につきましても、その措置であるというふうに考えております。

園部小学校からは、安全確保の措置といたしまして、保護者への通知を配布いたしますとともに、児童に対しましては、当該地域の児童集会での指導を行うとともに、地域担当教員が現地指導に当たるといった報告を受けているところでございます。

この変更された通学路でございますけれども、通学距離も余り変更がないということ、また、歩道も確保されているところでございますけれども、変更した通学路の中に少しカーブがあったりですとか、一部道幅が狭いところもございますので、その通学路の見直しについても、現在、検討しているというふうに学校から聞いているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

谷尻議員。

**○議員（8番 谷尻 昌史君）** ご答弁をいただきました。

市民の方から書面で危険箇所等についてご指摘と要望をいただいたわけでありまして、これについては道路河川課のほうへ伺いまして、迅速な対応をいただいておりますし、昨日、市長名で回答もいただいたようなところであります。

実際、園部小学校の先生にお話を少し聞きますと、本町通りと宮町通りの交差点、犬石書店さんの前の横断歩道を、低学年だけの通学班が自分たちの判断で渡らなアカんと。そういったことに大変心配、苦慮をされておられます。学校のほうでは信号機の設置も希望されているようであります。この要望書にあった停止線や信号機については、警察

協議も必要になってくるわけですが、変更期間は短いかわかりませんが、工事期間が長期にわたることから、これらも含めた安全対策が必要ではないかというふうに思いますが、これは教育次長、また、担当のほうでお答えいただきたいというふうに思います。

**○議長（今面 不倅君）** 柴田土木建築部長。

**○土木建築部長（柴田 建司君）** 谷尻議員のご質問にお答えいたします。

ただいまご紹介いただきましたように、園部大橋の架け替えに伴いまして通学路の変更がなされております。この通学路の変更に伴います子供たちの安心・安全というのは大変重要な課題であるというふうに認識いたしておりまして、経路の中には大変狭隘な家屋に隣接した道路もございます。そういった狭隘路線につきましては、用地買収や、また、大幅な道路拡幅や歩道設置につきましては大変困難ではございますけれども、地元の協力をいただきます中で、有効な道路幅員を確保するために、生け垣の剪定等を地元にご協力いただいているところでございます。

また、ただいまご紹介いただきました園部横町線から上本町佛大線へ出ます交差点、これにつきましては、整備につきまして京都府の公安委員会と協議をした後に整備いたしましたので、安全な交差点であるというふうに認識いたしております。

ただ、複雑な交差点ではございますので、この辺、南丹警察のほうで通学時間帯に伴います車両の一時停止の取り締まり等もいただいております。

また、信号機の設置ということでご意見、ご要望もいただいておりますけれども、公安委員会の協議というものが整っておりますので、交差点を整備していったその経過からいきますと、大変困難な状況だというふうに認識しているところではございますが、今後とも、引き続き通学路の安全に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

谷尻議員。

**○議員（8番 谷尻 昌史君）** それぞれご答弁いただきました。改めてこの工期が短縮されるよう強く望むところでありますし、また、我が市の未来である子供たちが安心して生活し、また、学べる環境が守られるようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

**○議長（今面 不倅君）** 以上で、谷尻昌史議員の一般質問を終わります。

次に、13番、平野清久議員の発言を許します。

平野清久議員。

**○議員（13番 平野 清久君）** 議席番号13番、みらいねっと南丹の平野清久でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

先ほどから答弁に市長もせき込まれていましたが、私も週末から少し体調を崩してお

りまして、高熱が出たという状況でございました。常日ごろは明治国際医療大学附属病院のほうで定期的な健診を受けとるんですけども、救急ということで、京都中部総合医療センターのほうに、土曜日夕方、議会のほうにも迷惑をかけることができないということで、診療を受けさせていただきました。その中で、薬等もいただいたんですけども、親切な対応をしていただいたということで、いろんなこの議会の中でも医療の関係については議論されてますので、大変ありがたかったかなというような形で思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

第1番目に環境について質問させていただきます。

川辺区長会、南丹市、カンポリサイクルプラザ株式会社によるカンポリサイクルプラザ三者協議会が、本年度4月22日以降、初めて10月21日に開催されました。この三者協議会の開催を受けまして、カンポリサイクルプラザ対策協議会が開催され、現況報告と今後の予定、年末年始一般廃棄物運搬計画について協議が行われました。

協議事項の急を要するものは年末年始の搬入搬出であり、船井郡衛生管理組合一般廃棄物積替保管に係る公害防止に関する協定書第2条第2項に基づき定める公害防止協定細目書の川辺地域での了解でございました。そのほかの事項も早急に詰めていく事項があることから、12月10日に対策協議会の開催が予定もされております。

それでは質問に入りますが、9月の定例会でも一般質問をしておりますが、来年度以降の一般廃棄物の受け入れについて市長にお伺いいたします。

9月の一般質問では、具体的には一定の見通しが立ちつつあり、民間であっても、周辺地域のご理解を得てからでないとは明確なことは言えないが、来年4月から持っていく場所がないことはほぼないと思うと答弁されております。よろしくお願いたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** なかなか風邪が治らない状況で、大変お聞き苦しく、申しわけなく思っております。医者ではできるだけ喉を使うなというふうにおっしゃっております。いろいろ薬や喉あめなどでだましましやっております。途中でせき込むことがございましたら、ご容赦賜りたいというふうに思います。

今、ご質問いただきました来年度以降の一般廃棄物の処理受け入れの進捗状況というか、今後の見通しなどについてお答え申し上げたいというふうに思います。

カンポリサイクルプラザ株式会社の業務の終了によりまして、現在、京都市東北部クリーンセンターに7,000トン、亀岡市桜塚クリーンセンターに約2,000トン、それぞれ焼却処理について委託させていただいておりますが、京都市のほうは施設の計画的な改修のために7,000トンが受け入れられなくなったということでございます。その分を亀岡市では受け入れ能力は当然全くございませんので、亀岡については現状の2,000トンにもしゆとりがあれば、もう少しお願いできないかということをお申し上

げておるところでございますが、なかなか難しい状況でございます。

そんな中で、7,000トンを処理することについては、京都府内のところに、昨年ですが、就任後すぐに宇治市に参りまして、城南衛管でございますけども、そこが何とかかならないかと。以前、ダイオキシンの事故のときにもお世話になっておった経過がございますので、お願いしましたが、それは無理であるという答えをいただいておりますので、それ以外に近隣にも声かけをさせていただきましたが、なかなか難しいということで、早い段階で行政的にお願いしていく、行政間でお願いしていくということは、亀岡以外はなかなか難しいということで、民間にお願いしていこうということで、一定の取り組みを進めてまいりました。

議員ご指摘のように、持っていく先については、京都府外でございますが、契約までに余り発表してしまいますと、当該自治体が地元に対して一定の協力、理解を得る必要がございます。申請し、許可をいただく、そういう相手さんの自治体の事情もあって、明確には申し上げられませんが、今、正式の契約に向けて、また地元の市町村、ひいてはその当該地域の皆さんのご了解を得られるように手続を進めているところでございますし、同じようなことを申し上げますが、ほぼ行き先がなくて困るということはないように取り組めるというふうに思っておるところでございますので、さらに詳細についてはご容赦いただきたいですが、決まりましたら、またご報告もさせていただきたいと思っております。

どうぞひとつよろしくお願いたします。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

平野議員。

**○議員（13番 平野 清久君）** ありがとうございます。今、府外の民間業者ということで答弁がございました。今、鋭意努力をいただいているということでもお伺いをさせていただきました。

前にも、市長、答弁されておりましたけども、市民の方に負担増にならないような形での、今後、取り組みもお願いしておきたいと思っております。

次に移らせていただきます。

カンポリサイクルプラザ株式会社の撤退に向けて、土壌調査、ダイオキシン調査、解体工事について市長にお伺いたします。

**○議長（今面 不倅君）** 西村市長。

**○市長（西村 良平君）** この件につきましては、以前から大変ご心配いただいて、ご質問も平野議員のほうから頂戴してきたわけでございますが、カンポリサイクルプラザ株式会社はことしの3月末で受け入れを完了して、5月末には全ての受け入れた廃棄物の処理を完了されておるところでございます。

現在はバイオリサイクル施設、これは焼却ではない、バイオの力でごみを分解していくバイオリサイクル施設については、専門業者に委託されて、発酵処理後のバイオの残

渣、およそ七、八百トンございますが、それを外部に搬出するといった作業が続けられておまして、この処理は大体ことしの12月末までに終わる予定といたしておるところでございます。

バイオ残渣の処理終了後、ここから京都府南丹保健所の指導のもとに、土壌汚染対策法に基づきます土壌の調査を行ってまいります。その方法についても、一定の決められた手順に従って満遍なく調査を行い、その後、施設の解体工事の着手となる予定でございます。施設の解体については、施設に付着した物質が飛散しないように、時間をかけて包み込んで行っていくということで、大変長期にわたる工事となりまして、令和2年4月からの見込みで工事が始まりますが、おおむね1年かかるということで、解体完了はまだ先になるところでございます。

また、この解体工事の着手に先立ちまして、2月ごろの予定でございますが、解体工事の概要について地元住民の皆様に説明会を開催される予定でございますが、安全で適切な処理が行われるように、市といたしましても会社と連携して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

平野議員。

**○議員（13番 平野 清久君）** 今現在の状況のほうをお聞かせ願いました。土壌調査等につきましては1月からということで、保健所の指導に基づいて実施していただくということですが、解体工事に向けても、今、市長からありましたほうに、2月ごろに地元での説明会をとということで答弁いただきました。

先ほど私のほうから言わせていただいた12月10日の対策協議会の中でも、そのことについて協議をされるのではないかとということでお伺いしておりますが、これにつきましては、地元のほうに丁寧な説明のほうをよろしく願いしておきたいと思えます。

次に移らせていただきます。

南丹市への土地施設等の譲渡に向けまして、現在の協議の状況、わかる範囲というんですか、出せる範囲でよろしく願いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** それでは、ただいまの施設の土地等の譲渡に向けましての協議の状況をお伝えさせていただきたいと思えます。

焼却施設の跡地につきましては、撤退後、事業者によって処理施設等の取り壊しが行われるわけでございますが、更地にされる方針でございますが、市に対して残された土地と建物を無償で譲渡してもよいという意向が示されておりました。土地についてはおよそ6ヘクタールと広大な面積であり、将来的に土地管理の問題や転売等のトラブルなど、地域に大きな影響を及ぼすことがあるという懸念から、市としては公共の利益に資

することを目的として、譲渡を受ける方針で協議を行ってまいったところでございます。

おおむね課題整理を行い、協議も大詰めとなっております、無償譲渡契約締結を近々行っていかなければならない、そういった見込みでございます。

具体的には、土壌調査や撤去すべき施設の解体工事等が実施され、更地整備がされた後、それらが適切に行われたことを確認をしっかりといたしまして、その後の引き渡しとなるわけでございますが、その権利移転のタイミングは、順調に推移すれば、令和3年の春ごろになるというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

平野議員。

**○議員（13番 平野 清久君）** ありがとうございます。現在の状況がわかりました。今後いろいろお世話になりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

第2番目に企業誘致について質問させていただきます。

南丹・京丹波土地開発公社の平成27年度解散に向けまして、平成24年度から3カ年で買い戻しをされた日吉町木住の工場用地の現状と今後について市長にお伺ひいたします。

木住工業用地はPRパンフレット等も作成されておまして、用地概要、交通アクセス、問い合わせ等も掲載されておりますが、現状のままでは企業を誘致することは難しいというような形で思っております。答弁のほうをよろしくお願ひいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** この件につきましては、将来を見据えまして、柔軟な対応により工場用地としての販売を進めてまいりたいということで、少し動きがございますので、担当部長のほうから答弁させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

國府農林商工部長。

**○農林商工部長（國府 栄彦君）** それでは、ご質問にお答えしたいというふうに思ひます。

本用地につきましては、日吉駅から2キロ、園部インターチェンジまで7分少々、24時間操業の企業ニーズに応えられる工場用地ということで、現在も販売をしているところでございます。

これまでも京都府と連携いたしまして、本用地につきましては出版物での情報発信を行ってきたところでございますけれども、条件的には厳しさを少し感じているようなところでございます。

現在ですけれども、企業からの問い合わせにつきましては、これまで数件ありますけ



れども、契約には至っていないところでございますけども、現在、問い合わせをお受けしている案件がありまして、条件などを提示いたしまして、先方の返事を待っているというようなところでございます。

これまでの経過を参考としながら、価格等につきましても、将来を見据えた上で、現状に合わせた柔軟な対応をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

平野議員。

**○議員（13番 平野 清久君）** パンフレット等を見させていただきますと、造成後の価格でございますが、1平方メートル当たりの単価等も大変高うございます。このような中で、今、問い合わせ等もあって、引き合いがある中では、市としてトップを中心とした中で判断していただいて、誘致に向けて努力をいただきたいというような形で思っております。

市長、もし答弁があるのであれば。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 余り具体的なことを、現在進行中のことは申し上げることはできませんが、うまく地形を利用しながら活用したいという、食品関係ですね、口に入るものでございますが、食品でも液体の食品でございますけども、そういうところかなり真剣にアプローチをいただいております、まだ決定したわけではございませんが、今後、一定の見通しといたしますか、契約して動かしたいということになりましたら、また、地元はもとより、関係する皆様方にもお伝えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

平野議員。

**○議員（13番 平野 清久君）** 今、市長のほうから答弁もありましたように、地域の活性化のためにご努力いただきたいというような形で思っております。

次に、平成30年度で業務委託として199万8,000円で実施いたしました企業誘致調査事業は、規模的に不足する企業の立地相談の増加を受け、市内において制度の見直し等があった場合、将来的に一団の土地を確保できる可能性のある土地を11カ所調査したとありました。その詳細な結果と今後の展開について、部長にお伺いいたします。

**○議長（今面 不倅君）** 國府農林商工部長。

**○農林商工部長（國府 栄彦君）** ご質問のほうにお答えさせていただきたいと思っております。

今もありましたとおり、平成30年度におきまして、企業の立地可能性のあるところ

を調査いたしました。主に京都縦貫自動車道のインターチェンジ付近、また、国道、JRの駅の近くということ調査対象として選びまして、その諸条件、また、どれぐらいの区画がとれるかなど、面積などの調査をいたしました。

現時点ですぐに活用できるという用地を調査したというものではございませんので、今後、時間、調整を要するものの可能性がある用地といたしますのも、ほとんどが調整区域の中で用地を探して調査を行ったところでございます。

今後、企業からの問い合わせ等、多い中でございますけれども、これらの資料を参考にしながら、関係機関と調整を行いながら、用地の確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 少し補足して、申しわけございませんが、お答えさせていただきたいというふうに思います。

今、基本的な内容については部長が申し上げたとおりでございますが、そもそもこの調査につきましては、非常に交通インフラも整ってきております。JRも複線化され、そして京都縦貫道も2車線化で、南丹市内、園部までは立派に入ってきておる中で、非常に企業としての問い合わせが多い状況が続いております。それはやっぱり立地が非常によいということ、京阪神に伸びていける、物流も含めて大変有利な地域であるということですが、残念ながら、適地がもうなくなってしまっておると。新光悦についても、もともと小規模な事業者の企業を立地させるという、一つ個性を持った工業団地でございますので、京都府のさきの知事要望も参らせていただく中で、本市としては、次の展開はそういった調整区域、特にインターチェンジの近くでございますとか、あるいは農地が荒廃、なかなか農地として使い続けることが困難な地域で、しかも大きな道路に面しておるところを何とか開発していきたいということで、それが具体的にどうかということをしっかり見せていく必要がございますので、本市で1年かけて調査をいたしました適地を示しながら、開発の手法について調整をしておる状況でございますが、その中では、なかなか都市計画法そのものを線引きで変えていくというのにはかなりの時間がかかるということで、今、京都府としてこの方法がよいということで示されておりますのは、地区計画をこしらえて、その中で住宅地もそうでございますが、工場用地を確保していく、それが一番時間かかるけど近道ではないかというふうに聞かせていただいております中で、京都府のほうも、南丹市がそこまでおっしゃるなら、一緒にまず勉強会から立ち上げて、職員も資質を高め、具体的に地区計画を進めるノウハウを蓄積して、なおかつ、それぞれの地域の思い、最終的には地域全体の合意が必要でございますが、思いも少し聞いてまいりたいというような思いを持っておるところでございますので、約200万円、多額の予算をかけまして調査した内容というのは、これからしっかり生かし

ていけるスタートラインにつけたというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

平野議員。

**○議員（13番 平野 清久君）** この件については、常任委員会のほうでも質問させていただいた中で、なかなか議員のほうも理解しにくい部分もございまして、再度、この中で説明を求めました。

今、市長からもあつたり、部長からもありましたように、この200万円が生きた形で、今後の工場誘致に向けて生かされたものと。また、市長が前から言うておられるような地区計画の部分等も聞かせていただいて、今後の展開を楽しみにしていきたいというような形で思っております。

次に、第3番目に農林振興について質問させていただきます。

平成31年2月12日に開催の南丹市野生鳥獣被害対策協議会で、南丹市鳥獣被害防止計画が見直しをされ、平成31年度、ニホンジカ、イノシシの捕獲計画数が大幅に増加し、平成31年度の南丹市有害鳥獣捕獲許可頭数及び許可期間が示されておりますが、本年度の捕獲実績をまず部長にお伺いいたします。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

國府農林商工部長。

**○農林商工部長（國府 栄彦君）** ご質問のほうにお答えいたします。

本年度におけます直近の捕獲数でございますけども、シカにつきましては1,001頭、内訳は雄ジカが453頭、雌ジカが548頭でございます。そのほか、イノシシにつきましては261頭、サルが5頭、アナグマが11頭、アライグマが51頭、例年よりアライグマのほうはぐっとふえているような状況でございます。タヌキにつきましては12頭、カラス3羽、カワウ24羽、ハクビシン11頭、合計1,379頭・羽というふうになっております。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

平野議員。

**○議員（13番 平野 清久君）** 報告をいただきました。本年度については、国のほうからも緊急対策という形の中で施策も打っておられますし、南丹市のほうも補正等もしておりますので、その部分で今後また努力をしていただきたいなというように思っております。

次に、有害鳥獣捕獲後の最終処理施設の設置については、3月定例会でも一般質問をさせていただいておりますが、その後、私は南丹市農業委員会の視察研修におきまして、8月23日に中丹地域有害鳥獣処理施設を見学してまいりました。

また、令和元年11月7日に回答の南丹市農地等利用最適化推進施策の改善に関する

意見書を読ませていただきますと、市のほうからは、用地の選定や処理方法、近隣市町の連携等、十分検討した上で早急に進めてまいりたいという回答がありました。

しかし、令和元年第11回南丹市農業委員会運営委員会において、これは11月5日開催でございますが、市長が設置を決定したというようなことを私は聞き及んでおります。この最終処理施設の設置に関する市長の見解をお伺いいたします。

**○議長（今面 不惇君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** お答え申し上げたいというふうに思います。

猟友会の皆さん、一生懸命、暑い日も寒い日も狩猟を、鳥獣対策のために、休みの日も問わず取り組みを遂行いただいておりますが、それとあわせて、うまく捕獲できても、その後の処理がなかなか大変で何とかしてほしいというようなお声も聞いてきたところでございますので、この施設については、何らかのものを取り組んでいきたいという思いを今までも申し上げてきたところでございますし、今、市長が決意したということを知ったということですが、表現はともかくも、つくっていこうということは間違いなく考えておるところでございます。

それで、できましたら、令和2年度に国の交付金を活用しながら、内容といたしましては、焼却施設はかなりランニングコストも設置費用も高くなりますので、容積を減らす減容化の処理施設を考えていこうということで、担当課のほうにもいろいろ調査をするように申しております。

問題は設置場所でございます。民家の横で、集落の真横でというわけにはいきませんので、少し離れて、なおかつ、人目に余りどンドン触れないようなところで、静かに処理をしていくというそんな思いで用地を探しておるところでございますし、今まで2カ所ほど当たりをつけておりますが、まだまだ適地はあろうかということで、もう少し調査もさせていただきながら、場所を決めたり、あるいは機種を決めたりというようなことになります。次年度予算に乗せていくことを目指して取り組みを進めたいというふうに思っておるところでございます。

**○議長（今面 不惇君）** 答弁が終わりました。

平野議員。

**○議員（13番 平野 清久君）** ありがとうございます。令和2年度に補助金を活用して、最終処理施設、減容化施設を設置いただけるような答弁をいただきました。

これについては、そのとき少し私が耳に聞いたときによりますと、この設置範囲というのがございまして、南丹市域とか、もう少し広くというような部分はございますが、市長のほうは、中丹の場合ですと、大きく3市の部分の中で保冷施設を持って、週1回集めて焼却という形をとっておられますけれども、減容化施設ということの中で、南丹市で施設設置を考えておられるような形も少しお聞きしておりますけど、その辺の部分を少しご説明いただけるとありがたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** まず、広域連携でしっかりした大量処理できる施設はどうかというご質問でございますが、確かに焼却施設になりますと、多額の経費、運用コストもかかりますので、なかなか一つのまちでは難しいと。減容施設については、恐らく視察もされて、大体値段も聞いておられるのではないかと思います。また南丹市として取り組める範囲ですし、それが大量に処理するとなると、一日に処理できる能力も限りがありますし、1カ所でいいのかと。しかし、まずは1カ所ということと、それから運ぶ方法についてもいろいろ考えられます。特にジビエとして利用する場合には、保冷車が確実に要するようなことですので、あるいは一旦集めたものを積んでおくと、腐ってにおいもしますし、動物に対しての動物保護の観点からいかなものかと指摘される可能性もございますし、そのあたりは保冷施設、そういうものも必要でございますし、そういった意味では、余り遠方に運んでいかなんとなると、その時間、労力、費用も大変でございますので、ここは南丹市で減容施設をまずこしらえながら、今後の、このあたりですと、2市1町の動きも見てまいりたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

平野議員。

**○議員（13番 平野 清久君）** ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、防災について質問させていただきます。時間のほうもなくなってきておりますので、端的にお答えをいただきたいというような形で思っております。

まず最初に、防災無線についてお伺ひいたします。

11月19日の京都新聞に、日吉町胡麻郷小学校で、防災無線を通じて、子供の声で、下校を地域住民に放送する取り組みを始めたの記事がございました。川辺振興会地域ネットワーク委員会でも、同じ日ではございましたけれども、11月19日に市の職員にお世話になりまして、防災無線講習会を開催いたしました。

本年7月に防災無線工事も市域全体で完了いたしてございまして、現在の活用事例と今後の活用方針を部長にお伺ひいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 國府危機管理監。

**○危機管理監兼支所担当部長（國府 博美君）** それでは、平野議員のご質問に答弁申し上げます。

防災行政無線につきましては、市役所から発信します避難情報及び広報啓発に関する放送のみならず、各区や学校に設置している地区遠隔制御装置を使用して放送することが可能であります。

また、この運用につきましては、運用規程なり細則を設けてございまして、さらに遠隔

装置につきましては、その管理者を区等の代表者とさせていただく中で、本局よりは少し緩やかな形で、その区の連絡事項なり、また、公共的な情報、これらについても放送いただけるというようなことで運用しておるところでございます。

先ほど議員から新聞掲載の記事のご紹介もありましたとおり、そのような形で利用いただいておりますというようなこともございます。

ただ、区によっては全くというようなこともありますし、先ほどのように利用いただいておりますところもございます。

今後につきましても、各区、また自治会、振興会、小中学校等におきまして、災害、防災等、公共的な情報連絡というふうな手段として利活用いただくことはもちろんではございますけれども、また、先ほど申しましたような範囲の中でご活用いただければと思っております。

以上です。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

平野議員。

**○議員（13番 平野 清久君）** 今、部長のほうから答弁がありましたので、そのような形で、今後、せっかく防災無線等が設置できておりますので、活用いただけるような形で持って行って、PRしていただきたいというような形で思っております。

川辺地域だけをとっても、今回初めて11月19日に開催した実態を見ていますと、6区ございますが、旧の川辺小学校に1台、これについては川辺地域全域を放送することができまして、それぞれの区では、6区のうち5区は公民館に設置しとるんですが、一つの区は、初めて聞かせていただいたんですけども、公民館に通常の電話の回線がないということで、区長さんが持って回っておられて、活用が全然されてないという実態もございました。

今後、運用の規程についても、なかなか区長さんも毎年交代されるということ中で、今後、その辺の部分も周知のほうも徹底していただけたらありがたいというような形も思っておりますので、よろしく願いしていきたいと思えます。

時間がございませんので、次に入らせていただきます。

次は、マンホールトイレについてでございますが、マンホールトイレについては、私も行政におらせていただいたときに下水道のほうもしておりましたので、昔から関心を持っており、ネットのほうで調べてみますと、平成27年度末時点で340の地方公共団体で合計約2万4,000基が整備されているという記載がございました。

マンホールトイレについては災害時に活用ができて、イベント等で実際に使用することで、設置や使用、片づけ等を一連に使うことによって訓練ができるということで、有効であると考えております。このマンホールトイレの整備に係る市長の見解をお伺いいたします。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** お答えさせていただきます。

今も具体的な数字もお示しいただいておりますが、東日本大震災でございましたり、また、熊本地震など、近年起こっております地震の際に、実際にマンホールトイレ使われております。府内でも長岡京市などで整備されていると聞いておるところでございます。

南丹市におきましても、平成27年12月16日に京都中部環境整備協同組合と締結いたしました災害時における南丹市下水道施設の応急・復旧支援に関する協定書に基づいて、マンホールトイレまたは仮設トイレの設置を要請することとして、既に災害時における対策といたしておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

平野議員。

**○議員（13番 平野 清久君）** 今の答弁で導入するかしないかと、その辺の部分が少しわかりませんが、ある一定、協定の中でという部分はございましたけれども、今後、整備に向けて前向きに考えていただきたいというような形で思っております。

次に、前回の質問で時間がなく質問ができませんでしたが、命のカプセルについて質問させていただきます。

高齢者を対象とした救急医療情報キット「命のカプセル」が多くの自治体で導入されておりまして、本市におきましても、65歳以上のひとり暮らしの方に、民生委員さんを通じて「なんたん安心カプセル」が配布されております。私は、安価なもう少し簡単なものでいいんですけど、安価なキットで全戸配布をしてはどうかと考えております。市長の見解をお伺いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 既に議員もよく承知いただいておりますが、命のカプセルは、救急車が呼ばれても、もしものときに本人の情報がもう一つわからないということで、カプセルの中に必要な情報を入れて、家庭の冷蔵庫に保管していただくというような仕組みでございますし、救急隊員がカプセルに保管された情報を確認することで、適切で素早い救急活動に役立てられるということで、実際に使用された例も中部広域消防あたりの情報からも聞かせていただいております。

近隣では、亀岡、京丹波で取り組まれておりますが、今、申していただいたように、南丹市内では65歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に、緊急時に役立つIDカード入りのカプセル型ストラップを配布する事業を平成23年度から継続して実施しており、今後もこれは継続していきたいというふうに思っております。

今、議員提案の全戸に配布してはどうかと、全年齢に広げるということでございます

ね。それにつきましては、費用とか、あるいは具体的に運用されておる情報などを十分に入手した上で、検討課題とさせていただきたいと。直ちに実施するまでに、少し検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

平野議員。

**○議員（13番 平野 清久君）** ありがとうございます。今、南丹市が利用されている「なんたん安心カプセル」については私も見せていただきまして、少し小さくて高価なものということで、それを全戸ということは私も思っておりません。簡単な形で安心なプラスチックといますか、安価な形で、その中に情報、その一つの中に家族分のそれぞれの情報、薬であるとかいろんな情報、病院での結果とかそういうものを入れておけば、先ほど市長のほうからもありましたけれども、冷蔵庫ということであれば、救急の方が来られても、そのような形での情報が提供できますので、これについては、やっぱり意識を高める意味においても必要ではないかなという形も思っておりますので、前向きに検討していただけたらなというような形も思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

少し時間があるので、もし市長があればよろしくお願ひいたします。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 内容的には極めて高い個人情報でございます。ひとり暮らしの皆さん方にとっては、やっぱり自分で物が言えないときには、かわりになって言える人がいないと、すぐに対応できる家族がないということで、個人の情報を調べるという不安とかよりも、やっぱり情報を緊急時に提供していける有効な方法だということで、本人も了解されやすい状況でございます。

一番心配しますのは、極めて高い個人情報で、冷蔵庫をあけたらあるねんということでになると、悪いやつがいたら、それは見て回ったらわかるわということですので、そのあたりが少し十分検討していかないとということで、ちょっと濁したような言い方をしておりますが、一番懸念するのはそのところでございます。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

**○議員（13番 平野 清久君）** ありがとうございます。これで一般質問を終わります。

**○議長（今面 不倅君）** 以上で、平野清久議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

11時40分から再開いたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

**午前11時28分休憩**



.....

### 午前 11 時 40 分再開

**○議長（今面 不悖君）** それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

次に、14番、八木信樹議員の発言を許します。

八木議員。

**○議員（14番 八木 信樹君）** 議席番号14番、活緑クラブ、八木信樹。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

このたび、一般質問では定住促進についてを上げており、このことは本市ではどのような定住施策が進められているのか、経過や実績、そして今後どのような手だてを打っていくのか、また、移住者に対して情報発信や広報活動をどのようにしていくのかを質問してまいります。

次に、市民の暮らしの安心・安全を守っていくことでは、道路の交通安全対策について、不法投棄の対策についてを取り上げております。

交通安全対策については、昨日、また本日においても同僚議員から質問がございました通学路の安心安全確保のことや、街路灯がなく、夜間、自転車で帰られる子供たちにとっては非常に危険だという指摘もございました。その中で、通勤通学や地域住民の安心・安全を守る観点から、八木駅前交差点について、そして八木町本町6丁目の鹿野草交差点について質問を上げさせていただいております。

また、不法投棄については、通勤通学時に大変多くのごみが散乱しているときがあり、地域住民や子供たちの通学にとって非常に環境が悪い状態であり、今後、改善していくには、しっかりとした環境整備が必要だとの思いから、今回の質問を上げさせていただきました。

次に、ふるさと納税については、市内の物産や農産物を市外へどのように発信していくのか、また、さらに民間企業との連携や利用者をどのようにふやしていくのか、そして、今後注目されるのが、税制改正によって、今後需要が伸びてくると言われております企業版のふるさと納税についても質問を上げております。

そして、9月においても一般質問をする予定でありました企業誘致の現状や今後の対策についてどのように考えられているのか、また、元気で活気ある中心市街地活性化策についての見解も質問してまいりたいと思います。

長々となりましたが、これらの質問は今後の市民の安心・安全な暮らし、商工の発展も含めた質問となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、定住促進について質問いたしたいと思います。

本市においても、全国の地方市町村と同じく人口減少が進んでおり、平成20年度から31年度4月までで人口が3万5,382人から3万1,742人と、11年で3,640人の人口減少が進んでおり、いろいろな手だてを講じていく必要があります。

そういった現状を踏まえ、定住促進にはどういった施策を打っていくことが必要なのか、また、現状での政策目標や実績等も見ていく必要があります。定住してきたいと思えるニーズや分析も把握していくことも大切であり、住みやすい環境をつくることや、子育て環境を整えることや、後に質問いたします企業を誘致して、さらなる地域連携、企業間連携、また雇用維持により、市内の将来を担う子供たちの市内就職の機運を高めていく定住促進もございます。

そこで、今回、質問いたしますのが、市外からの移住者の定住促進事業を進めていく中で、本市が進めている定住促進課による空き家バンク、京の田舎暮らしナビゲーターによる活動も重要となってきます。

やはり、ここで先ほど冒頭述べました現状把握や実績等も気になるところですので、市外からの移住者相談件数や空き家バンク登録、活用件数を含め、その中で市等が設置する支援制度を活用して、他市町村から移住した方がどれぐらいいるのか、また、他市と比べて実績はどうか、どういうニーズがあるのか、市として今後どのように展開していくのかをお聞きしたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** ただいまの八木議員の質問にお答えいたしたいというふうに思います。

全国的に人口が減少の時代となってまいりました。関東圏と申しますか、東京首都周辺は人口がまだ伸びておるところでございますが、地方は確実に人口がどんどん減ってくるという中で、どの地域も定住促進については一番大きな行政課題として掲げており、いわば定住促進者を奪い合うというそんな状況に置かれておるのが今の状況でございますが、そんな中で、本市では大変広大な市域で、それぞれの地域特性に応じた定住促進の取り組みを進めていく必要がございます。

大きく言いますと、市街化区域などを抱えた人口密集地、そういうところでは、具体的には土地区画整理事業とか、あるいは住宅誘導などを進めるような施策などによって、人口増を図っていく必要があるところがございます。

今般も都市計画法上の規制の緩和を、住宅の面積緩和でございますが、それとあわせて、今後、都市計画審議会にも諮りながら、建蔽容積率の見直しなども進めながら、事業者が開発しやすい、また、手ごろな値段で持ち家を確保することができるような施策を進めていく一方で、今、議員も申しいただきましたように、空き家バンクなど、農村部での空き家、市街地にももちろんございますが、そういった空き家活用とか、あるいはナビゲートをしながらかつて新たな住民を迎えていく、そんな取り組みを今日まで進めてきたところでございますし、かなり成果も上がってきておるのは事実でございますし、また逆に今後ふやしていくために課題が出ておることも事実でございます。

例えば空き家の登録件数を見ますと、ニーズに対してなかなか供給がついていって

ないと。その主な原因といたしましては、やはり住みなれた家、育った家を出ていった人などは、空になっても手放すことは、郷愁の念もございますし、また、ご先祖さん、仏壇の守りもあるというようなことで、なかなか活用するに至らない空き家も随分たくさんあるところでございます。

今、ご質問いただいております具体的な相談件数とか、あるいは成果などは、この後、担当部長のほうからお答えさせていただきますが、私としては、今日までの園部での土地区画整理事業や、今、進めております八木駅西での土地区画整理事業、あるいは市街地でまだ宅地化されていないところを少しでも前へ進めていくような施策を打っていくとともに、今日までの山間部、あるいは農村集落でのさまざまな制度を活用した促進施策は、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、大きな方向についてはそのように考えておりますことをご理解いただいて、詳細の数字については部長のほうに委ねてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 定住促進について、清水地域振興部長。

**○地域振興部長（清水 茂君）** それでは、八木議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、実績でございますが、平成30年度末の実績では、平成27年度の定住促進サポートセンター開設以降の移住相談件数は717件でございます。平成25年度の空き家バンク開設以降の登録件数は177件、活用件数は118件でございます。

また、平成28年度から平成30年度の、あくまでも制度を活用した移住者数は187人と、府内の市町村ではトップクラスでございます。その内訳は平成28年度が34人、平成29年度が63人、平成30年度が90人と、年々、増加している状況でございます。

また、近隣の市町村の実績でございますが、これもあくまでも制度を活用した移住者数として、亀岡市、平成28年度が9人、平成29年度が45人、平成30年度が71人でございます。京丹波町が、平成28年度が15人、平成29年度が21人、平成30年度が27人でございます。

今後の展開としましては、当面の目標として、安定的な社会増への転換をさらに積極的に進めていき、定住促進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

八木議員。

**○議員（14番 八木 信樹君）** ありがとうございます。ほかの市町に比べて、南丹市の移住者、制度を使ってであります。どんどんふえていっているということでありまして、この移住者支援制度の役割は大変大きいことがよくわかりました。

また、今後、さらに移住者の要望に見合った物件も必要となってきます。その中で、空き家バンクの登録については、さらに物件を持っていらっしゃるけれども登録されていない

い方がまだまだいるのが現状であり、そういった掘り起こしも必要なだと私は考えております。

また、その次に質問いたしますさらなる定住促進への手だてや、府外へ広報活動を進めていく必要であると考えているが、今後の広報戦略も伺いたいと思います。

**○議長（今面 不惇君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思っております。

本市の人口動態については、自然減の傾向が強まってきた結果、平成30年度末では人口は3万1,742人と、前年同期の3万2,064人から3,222人減少しておると。周辺地の過疎化、高齢化はさらに進行して、市街地への人口集中が加速した状態になっております。

また、空き家バンクでは利用希望者に対する登録物件数が不足しているなど、移住ニーズに十分対応できていないこともこれからの課題でございます。

こうしたことから、空き家流動化に取り組む地域団体への支援を行うとともに、多子世帯等の住宅改修や移住者の起業に対する支援策も開始したほか、定住促進制度などを集約した定住ガイドブックも発行してまいりましたし、今後もこういったものを活用し、PRしていきたいというふうに考えております。

また、都市部で行います移住セミナー等でのPR活動のほか、先日リニューアルした市のホームページのトップに、定住促進サイト、南丹での暮らしとをいうのを縮めた「なんくら」や、子育て支援サイト「のびのびなんたん」を配置するなど、市外向けの情報発信にも取り組んでおるところでございます。

さらに、地域の移住者受け入れ体制をつくっていくためには、定住ガイドブックを活用し、各種制度の周知と地域団体との意見交換を目的として、旧小学校区単位での地域別説明会も開催しているところでございます。

今後も地域の実情を把握しながら、集落が元気に存続できるよう、市民や地域団体、企業などと連携した取り組みを進めていきたいというふうに考えておりますし、とりわけ最近では集落の魅力をPRしながら、ホームページなどで、またSNSなどで発信していくような取り組みも具体的にふえてきております。例えばA to Zということで、日吉の世木地区では生畑、木住や殿田など、全ての地域でA to Zを完成させたという、すごい取り組みがございまして、そのことによって、地域の魅力を感じて、住んでみたいなという気にさせると。しかし、残念ながら、空き家の供給が足りないというのが実態ですし、そういった意味では、今までの取り組みをもっと強化していく必要があろうかというふうに思います。

こういった地域住民がみずから自分のところの地域のよさを発信する取り組みは、もっともっと全市に、相当やっていただいておりますが、広げていく必要がありますし、

そういった意味では、地域活動、地域おこし、地域を守っていく取り組みの中で、対外的なPR、アピールのセールス、そういうものも支援をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

八木議員。

**○議員（14番 八木 信樹君）** 回答ありがとうございます。いろいろと市内でも活動され、発展させようと、定住促進も進めていこうと努力をしている中で、いろいろな広報活動がある中で、最近、私、やはり変わったなと思ったのが、まず初めに、先ほどもおっしゃいましたホームページでの情報発信についてであります。今までのホームページと違い、写真を使い、躍動感や雰囲気により視覚に訴えているものがホームページに掲載されている。このことにより、南丹市がどんな市なんだろうと興味が湧いたり、南丹市へ訪れてみたいというように感じさせられたり、そして、このことが定住促進への第一歩へとつながっていく広報活動にもなっていることも感じられました。

また、移住相談窓口による京都移住コンシェルジュの活動ある中で、その上でさらにもう一步踏み込み、観光で来られる方やイベントで来られる方々が市の移住者につながるよう、地域の情報を発信していくことも大切であり、これら一つ一つのアクションが重要となってきます。

しかし、実際定住には人それぞれの考えや時々思いがあり、なかなか思うように進まない場合がございますが、やはり継続は力なりという言葉がございますので、ぜひとも定住促進へ向けた情報発信と定住への支援、また、定住施策を進めてもらえればと思います。

それでは、次に質問いたしますのが道路の交通安全対策についてであります。

市民の暮らしの安心・安全もとい子供たちの通学路の安心・安全に向けて、このたび、八木駅前交差点と八木町本町6丁目の鹿野草交差点について質問を上げさせていただきました。

この八木駅前交差点については、過去にも同僚議員からの質問があったかと思いますが、過去においては数多くの交通事故や死亡事故が起きた場所であり、何かしらの安全対策をしていかなければならない場所であります。

また、鹿野草交差点においては、京都から来られる場合、南丹市の玄関口の初めの交差点ということもありますが、先ほど同様、交差点において死亡事故が起きており、早急に対応を検討していかなければならない場所であり、この2点に共通していることは、両側に右折レーンがなく、通勤通学の道としてもよく使われる場所であるということです。

特に今回上げさせていただいたのは、鹿野草交差点付近では国道と線路がかなり隣接しながら並行した状態であり、京都方面から来られた車が鹿野草交差点で左折して踏切

を渡ろうとするとき、時に遮断機がおりていたら、左折車が国道で停車して待たなければならないということがあります。

さらには、踏切を渡って国道筋に出てこられる車については、停止線でもまっている車で停止禁止エリア前でとまっている車の間を通り抜け、京都方面の国道に出なければならず、時には京都方面から来た右折車が停止禁止エリア前を勢いよく通り、停止線でもまろうとするため、踏切を渡って国道筋に出ようと思っている車が接触事故を起こすなど、安全面では憂慮すべきところがございます。

また、踏切を渡って住宅地内へ入ろうとしても右折レーンがなく、交差点中央で待つといった危険な状態も続いており、さらには停止線と踏切の距離が短く、京都方面から来られた車が2トン車、4トン車の場合ですと、荷台が停止禁止エリアまでまたがって、国道から踏切へ通って住宅地へ入りたい車が、交差点で立ち往生しなければいけない状態になっております。

さらに、車が国道筋から八木町内に入っていくとき、歩行者信号がないため、車を飛ばして町なかへ入っていくため、子供たちが横断歩道を渡るとき、飛ばしてくる車に気をつけて、避けながら歩道を渡らなければいけないと聞いております。そして、かなりのスピードを出され信号を無視する車や、町内へ入るとき、本来、速度が30キロ制限のところを、国道同様のスピードで入ってこられ、町なかを歩いている歩行者にとっては非常な危険な状態となっております。

その中、速度30キロ制限の啓発運動でも、私は何度か啓発運動に参加し、市民の安心・安全のために活動してまいりました。しかし、交差点においてもしっかりとした対応をしていくことが重要であります。市民の暮らしの安心・安全のため、何か知恵を振り絞って対策を練っていく必要があります。

そのことを踏まえて、八木駅前交差点と鹿野草交差点についての見解を聞きたいと思っております。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** お答えいたしたいというふうに思います。

大きな事故が起こって、人の命が奪われてしまっただけでは、これは手おくれでございます。そういった意味で、危険な交差点について、かなり熱心に現地も調査をいただき、関係機関への働きかけについても、いろいろご尽力を賜っております。また、市の活動に対してもご支援をいただいておりますことを御礼申し上げたいというふうに思うところでございます。

いろいろ難しい点は、京都府警まで行って、これは無理ですというところまで決定的な烙印を押された本町6丁目の交差点でございますが、じゃあどうするのかというときに、抜本的な交差点の改良をしなければならないという、そういう話が来ておるところでございますが、市道については市が管理しておりますので、できることは考えていか

なければならないわけですが、JRの踏切、そして国道9号ということで国土交通省です、ね、一体的な解決策を考えていかないと、市の力だけではなかなかできないわけですが、そういった意味では、将来的にどうしていくのかというときに、京都府警からも無理ですよと、公安委員会から無理ですよと言われて、しようがないですねというふうに答えていくということは、これは地域の住民の願いも、また、議員さんのいろんな思いも踏みにじることになると思います。

そういった意味では、引き続いて検討していくとともに、もう一つ、議員さんからも提案がございましたが、あの踏切を通らずに本町の当該エリアですね、それに入っていく方法がないかについては、支障になる課題はありますが、あわせて検討していかねばならないと思っております。

それから、八木駅前交差点については大きな死亡事故がございました。いつ事故が起きても不思議でないような大変危険な状態であることも理解しておるところでございます。

現在、八木駅東口のほうの整備、その中での国道の改修、府道停車場線の改修なども進めていかなければならないと。それをスピードアップしてすぐできればいいわけですが、それまでの間については、やはり公安委員会、また警察のほうともスピードを落とす方法なども含めまして、何かよい手だてがないか、引き続いて努力をしまいたいというふうに思います。

まことに具体性の欠ける答弁でございますが、本市としては諦めずに事故防止に向けて取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

八木議員。

**○議員（14番 八木 信樹君）** この交差点につきましては、過去より安全対策を講じるよう地元からも要望が上がっており、時に、昨年度の市政懇談会のときにも、市民からも安全対策を講じてほしいとの意見も上がっておりました。

また、区長から自治会を通して停止線の位置変更の要望や停止禁止エリアの拡幅も要望が出てきた次第であります。それも踏まえ、交差点の現地で交通課長と意見を交わしたり、また、交通課へ赴き改善要望を私にまいました。しかし、なかなかと形状上難しいと、いろんな課題があるということも私も勉強させられた次第であります。

そうした中で、いろいろと手だて、どういった方法があるのか、もし本郷からそちらの本町6丁目のほうに通れる道があればとか、いろんなふうに考えて行動してまいりました。どうか今後も安全対策が講じられるよう、市政部局とも一緒に考えて検討してもらえたらと思います。

では、次の質問をいたします。

環境衛生の不法投棄についてであります。このことは、昨年度の3月より委員会で発

言しており、特定の場所において捨てられていた粗大ごみ等については改善が見られておりますが、それ以外の地域で家庭の生ごみや瓶、さらにはたばこのポイ捨てや車からのごみのポイ捨てが多く、子供たちの通学路にも多数の瓶や、コンビニで買った食べた後の袋が捨てられている状態であります。

さきの「市長と語ろう、私たちのまちづくり」においても、子供たちの環境に対するさまざまな意見をいただいた中で、ごみのポイ捨てに対することが取り上げられており、それを改善するには、ごみ箱の設置が必要等やさまざまな意見が出ておりました。こうした子供たちの積極的な意見が、将来のまちづくりにおいて、きれいなまちづくりが自分たちの誇りにもつながっていくことさえ感じさせられました。

私も9月の一般質問で申し上げましたとおり、来年度には第2次環境基本計画作成時期という大切な時期であり、市の環境に対する負荷軽減に向けたいろいろな施策を考えていくことが、将来の市をつくっていく上で大変大切であると述べさせていただきました。

そうした中で、まず身近なところから、通学路に捨てられているごみのポイ捨てを何とかしなくてはいけないのではないかと考え、この質問を上げさせていただきました。市としてどのような対策をしていくべきなのか、早急に対策していくことが必要がある中で、市長の見解をお伺いしたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

市長。

**○市長（西村 良平君）** 先般、ちょっと髪が伸びましたので、八木駅の近くの散髪屋さんに行っているいろんなお話、特に最近課題になっておることなどもよくご存じで、今、特に小学校に通じる道あたりについて大変ごみが多いということ、あるいはガラス瓶を、誰かがわからないんですが、ワンカップの瓶をきれいに歩道に並べられるというような事件も起きているようでございまして、かなり詳しく話も聞かせていただいたところでございます。

そんな中で、これは大変なことだなと。無意識でポイ捨てももちろんいかんわけですが、意図的にほかされる方もあります。しかもガラス類ですので、割れば大変危険ですし、そういった意味で、南丹市内では不法投棄のパトロールをしたり、巡回監視体制を整えて、早期に投棄物の回収なども行ったり、周辺環境の清掃を行うなど、そういった取り組みとあわせて啓発看板などを設置して啓発などを行っているところでございますが、それではなかなか追いつかない状況というのがあるわけでございます。

余り不法投棄が繰り返される場所については、やはり警察とも連携しながら、法律的には違反行為でございますので、巡回の強化とか、場合によっては、府警や南丹保健所と連携して監視カメラの設置なども考えていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

そういった意味では、もう少し常習的な地域については情報を集めて、そういった対



応を取り組んでいくことによって、原因者を特定して、しかるべき措置を講じていただくということも大切であろうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

八木議員。

**○議員（14番 八木 信樹君）** 回答ありがとうございます。

先ほど言われました瓶のポイ捨ての件なんですけど、私も先々週、ちょっと回収をしておりましたら、57本落ちておりました、それで先週またごみ拾いさせていただいた次第なんですけど、そのときにも12本と。これは徹底的にやっていかないといけないんじゃないかと私は思っております、それをやっていくには、やっぱり自分たちが住んでいるまちや環境について少し考えていく、真剣に取り組んでいく一つの手だてとして、やはりいろんな条例が他市にも多くありますので、そういった条例も含めて考えていかないといけないんじゃないかと私は考えております。

やっぱり子供たちの将来をもつくっていくことが大切であり、子供たちが大きくなったとき、自分たちが住んでいたまちを誇りに思えるようにしていくことも必要だと思いますので、条例等を考えていってもらえたらと思いますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** ただいま条例制定の必要性についてご指摘いただいたわけでございます。南丹市では、合併当初より、南丹市美しいまちづくり条例、そういったものを制定させていただいて、生活環境、自然環境、景観の維持保全を図るため、市、市民、市内外の関係者の責務を定めておる、そういった条例がございます。

議員ご指摘のポイ捨てなど、ごみをほかすことについては、同条例の12条で、市民等は家庭の外で生じさせた空き缶、空き瓶、吸い殻、その他廃棄物等を持ち帰り、または回収する容器へ収納するよう努めなければならないという定めを行っており、また、25条では、全ての市民は廃棄物等を河川、道路、山林等に投棄してはならないと、そういうふうに定めているところでございますし、そういった意味では、ご指摘のように、条例はあるわけでございますが、よりこの条例をクローズアップして市民にアピールしていく、その必要があらうというふうに考えております。

なお、その条例には罰則規定を盛り込んでいないわけでございますが、他の一部の自治体では罰則や刑事罰などを規定しているところもございます。罰則を伴う条例化ということも内部では検討された経過もあるようでございますが、抑止力という点で一定の効果はもちろん認められるわけでございますが、市民と行政の協働が大変大切であり、罰則していくのには余りなじまないのではというご意見とか、実際に運用が難しく、実現性が乏しいと、そういった意見もあり、現在は精神条例的なものになっておるのは否

めないところでございますが、現在あるこの条例をさらにPRしながら、さらに啓発もしながら、市民の意識改革に努めてまいりたいというふうに思っております。

現在、環境基本計画の見直しを行っておりますので、環境審議会の意見を踏まえて、今後の取り組みについては検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

**○議長（今面 不惇君）** 答弁が終わりました。

八木議員。

**○議員（14番 八木 信樹君）** 回答ありがとうございます。ほかの市町村では、やはり条例を前面に出し、環境に対する意識の高揚を持ち、活動されているところが多くございます。本市においても、来年度には、先ほど言いましたとおり、第2次環境基本計画を作成していく中で、どういったことをしていくのか、しっかりと前面に出せるような形は必要になってくるかと思えます。

また、一定のルールをつくることにより、みんなが気持ちよく住めること、また、観光客が来たとき、定住しようとしている方々にとって住みやすいまちなんだな、また、子供たちが育てやすいまちなんだなということにつながっていくかと思えますので、それらを踏まえ、今後、いろいろと検討していってもらえたらと思います。

それでは、時間もなくなってきましたので、次に、ふるさと納税について質問させていただきたいと思えます。

ふるさと納税については、過去にも同僚議員から品数をふやしてもっとアピールしていくべきであるとか、他市在住の市職員にふるさと納税を呼びかけようといった、その他さまざまな意見がございました。それ以後、品数を今までの34品から171品と約5倍にふやし、さらには職員の親せきなどにも協力してもらいながら、市全体が積極的に取り組んでこられました。

さらに民間の高島屋と連携して、市のふるさと納税をさらに全国に広められて、今までにないほどのふるさと納税の応募があると聞きました。

その中でありますが、皆様もご存じのとおり、大嘗祭に供納されたお米に南丹市八木町氷所のキヌヒカリが選ばれました。大変名誉なことであり、全国でも南丹市全体の認知度がさらに広がったと思えます。

また、市内には美山、日吉、園部、八木でつくられている大変おいしいお米があり、これら一体的となってアピールしていくことで、ふるさと納税をさらに活況していくことも考えられます。

その中で、本市では民間企業との連携を生かしてふるさと納税を進めているが、さらに利用者をふやすための今後の戦略を伺いたいと思えます。

**○議長（今面 不惇君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** ふるさと納税の制度が始まって久しくなるわけでございます

が、本腰を入れて取り組み始めたのは、恐らく今年度からではないかというふうに思っております。と申しますのも、初めはお米だけを返礼品で魅力がないということも言われておりましたが、その後、返礼品も少しふやしながらで、アイテムはふえたわけでございますが、まだまだ数が少ないと。いろんなふるさとの産品を組織化して売り込んでいくような魅力あるパンフレットにならないと、なかなかついてこないというようなことが言われております。

それと、ふるさと納税というのは、一遍していただくと、やっぱり南丹市ちょっと気になるなということで情報を集めて、ことしはこれにしようかということで、継続される方も結構どのまちもあるというふうに思っております。もっと早く取り組んでおいたら、もっと積み上げがたくなってきたということが非常に残念なことでございます。たった1年で実績がぐっと伸ばせると。これは職員の努力もございまして、それから商品を出していただいた商工・農業関係者の皆さんの大きな協力もあろうというふうに思いますし、それから企業にも売り込みをしておりますが、まだまだ数多くこなせておるわけではございませんが、例えば、私も回ってきておりますが、モデルフォレスト事業に取り組んでいただいております企業なんかを回ると、大変協力的にパンフレットを従業員に配っていただけるような、そんなこともございまして、これからもアイテムをさらに魅力を高めていくようなものにしていくとともに、売り込み方についても、引き続いて職員の親せきなども対応していきたいと思いますが、広く企業にも呼びかけていきたいと。まだまだ十分できていないと思いますので、今後とも努力を続けていきたいというふうに思っております。

少し部長のほうからも新しい提案も取り組みもあるようでございますので、時間ございませんが、よろしいですか。済みません。

**○議長（今面 不悖君）** 清水地域振興部長。

**○地域振興部長（清水 茂君）** 失礼いたします。時間がございませんので、端的に申し上げたいというふうに思います。

さらに取り組みを強化するため、現在、必ず南丹市に来ていただく商品、例えば食事・宿泊・施設利用券、こういう体験型の返礼品に特化したふるさと納税にしていきたいというふうに、今、考えておるわけでございます。

また、現在、ふるさとチョイスという納税サイトですけど、窓口を拡大して、さらに寄附額をふやしていきたいと、そのように考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

八木議員。

**○議員（14番 八木 信樹君）** ありがとうございます。時間もなくなってきましたので、ちょっと早口になるかと思いますが、やはり市に訪れる来訪者や、花火大会や観光客、イベント参加者へのふるさと納税の広報活動をしていくのも一つの手かと私は思

っております。

また、ちょっと走らせていただきまして、次の質問のほうに移らせていただきます。済みません。

企業版ふるさと納税についてであります。これはちょっと話だけさせていただきたいと思います。

この制度は、内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年度から令和元年までの間であるが、法人関係に係る税額控除の措置が講じられる制度であり、来年の3月までとなっておりましたが、余りに活用実績がなく、28年度では7.5億円、29年、23.6億円、30年度では34.5億円の寄附にとどまっており、本制度を活用している自治体も414団体にとどまっている状態でありました。

しかし、さらに活用余地が大きいとの観点から、令和2年度の税制改正へ向けて要望が上がっており、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、手続の抜本的な簡素化、迅速化を初めとして、さらに寄附をしやすくするよう検討されている次第であります。

**○議長（今面 不悖君）** 一般質問を終了いたします。

**○議員（14番 八木 信樹君）** 以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（今面 不悖君）** 以上で、八木信樹議員の一般質問を終わります。

ここで、休憩といたします。

午後1時30分から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**午後 0時25分休憩**

.....

**午後 1時30分再開**

**○議長（今面 不悖君）** それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

次に、5番、麻田育良議員の発言を許します。

麻田育良議員。

**○議員（5番 麻田 育良君）** 皆さん、こんにちは。議席番号5番、日本共産党の麻田育良です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。私もちょっとせきが出ておまして、ちょっと言いにくいときがありますので、よろしくお願いいたします。

まず、地域活性化センターについてお聞きします。

平成25年6月の定例会において小学校の再編が議決され、17の小学校区が平成28年までには7通学区域となりました。8項目の附帯決議もされ、関係の地域住民と行政が連携を深め、地域の理解と協力を得る中で、早急な具現化を図ることや、地域振興

においては、地域住民との連携、協力のもと、行政が主体的に施策を立案、実施し、地域の活性化に努めることなどが書かれております。

議会でも特別委員会が設置され、調査報告され、提言されています。それらを踏まえ、平成29年4月に地域活性化センターが小学校跡地の利活用を図り、地域の交流や活性化を図る目的で設置されました。

地域の住民の皆さんが、小学校がなくなったということで、地域のきずなをなくしてはいけないと努力をされて、何度も話し合っ、運営組織づくりをされてきました。指定管理を3年ごとに行うということで、3年目になっています。多くの地域ではようやく運営も軌道に乗り、地域住民の交流の場としても活用されています。

八木町におきましては、新庄地域では11月に農産物を持ち寄って収穫祭が行われ、多くの地域住民の交流がなされています。また、教室を活用してサークル活動も活発に行われています。

吉富地域では吉富の庄まつりが10月に行われ、地域住民の人の出店や作品展示など盛大に行われています。教室の活用は中小企業や塾などにも活用され、幅広く使われています。

神吉地域においては、今、運営についていろいろ論議されていますけれども、小学校の活用については、危険警戒区域ということで、活用がいまだになされていない状況になっております。また、災害時には避難場所にもなっています。

まず、市はこの活性化センターの活動をどう評価されているのか、市長にお聞きしたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** それでは、ただいまご質問のありました内容につきまして、ご対応申し上げたいというふうに思います。

今日まで、平成29年4月から4施設、平成30年4月からは3施設、合わせて七つの施設を地域の拠点施設として、管理運営をそれぞれの地元の組織が指定管理者となって運営を行っていただいております。

それぞれ施設の利用といたしましては、積極的に利用促進に取り組んでいただきまして、年に何度かのイベントはもとより、日常的には7施設で25件のテナント利用、また、地域ではサークル活動やサロン活動など、地域の日常的な交流の場となっております。

指定管理者である団体は大半が新しく地域組織として設立されたことから、組織の役員さんが中心となり、地域住民や団体の皆さんがともに小学校跡施設で交流できる事業を積極的に実施されており、交流会やお祭り、各種教室など、それぞれの地域の特徴を生かした創意工夫を凝らした事業に取り組んでいただいております。そのことによって、地域の皆さんだけでなく、口コミ等により地域外からも多くの方が地域活性化センター

に足を運んでいただけるようになってまいりました。

しかし、一方では運営の担い手不足や活動推進がかなりの負担となって、今は活発に行われておりますが、将来安定した、また継続した指定管理の事業を取り組んでいけるか不安が出されておることも事実でございます。

したがって、今後とも、現在の指定管理にこだわらず、地域の皆さんと一緒に多様な活用方策を模索していく必要があると考えますが、現在の評価でございます。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

麻田議員。

**○議員（5番 麻田 育良君）** ただいま活発に活用されている面と、将来的に不安も出されていると、この両面を、今、課題としてあるということをお答え願いました。

それで、今後の方向ということなんですけれども、このまま充実していくことが望ましいと思うんですけれども、本年の8月に申請についての説明会が行われたようなんですけれども、そこで補助金削減の方向が出されて、ちょっと聞いた人は突然ということもあって、非常にまた不安が余計に増しているという聞いております。

今までこういう地域によってあった活動ということでそれぞれ努力されてきているんですけれども、その運営組織同士の交流とか、そういういろんな教訓を学ぶとか、そういう機会も要望されていたんですけれども、余りされていないというふうにも聞いております。

今後の方向について、今の件も合わせましてどういうふうに考えているのか、市長にお聞きしたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** お答えいたします。

小学校施設の管理運営につきましては、おおむね10年間継続するということから、その間に将来的な見通しも立てていくことが必要であると考えております。おおむね10年の期間とは、平成27年度から令和6年度までとし、地域活性化センターとして開設された施設においても同様としておるところでございますが、その運用については、利用者からの利用収入と市からの指定管理料で管理いただいております。地域活性化センターの指定管理料については、指定期間3年とかあるいは2年の間でございますが、指定管理料の増減は行わず、期間終了後、新たな期間を設定いたしますときに、実績に応じた指定管理料を積算することといたしておるところでございます。

なお、指定管理料については、将来的には地域において施設の管理運営を自主的に実施していただくために、管理機関ごとに指定管理料を徐々に縮減していくと、減額していくということにしておるところでございます。

また、地域活性化センターを地域で利用いただける場合は、地域に施設を譲渡していく方向としており、地域で活用できない、また、されない場合は市で管理し、民間活用等の方向で検討していきたいというふうに考えております。

すなわち、将来的になかなか明確な利用方針、方向というのが定まらない場合は、民間の活用も含めて、市のほうで新たな方策を検討していくと、そういうことにしておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

麻田議員。

**○議員（5番 麻田 育良君）** ただいま答弁いただきました。10年めどに見直すという方向については前にも出されていたようですけれども、今、そういう形で運営も順調に乗ってきている中で、減らす方向というのがいいのか悪いのかという点について、もう少し当該の運営組織と協議をされてやられる方向がいいのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 今まで小学校であったところがなくなってしまうということで、統廃合が決まったときには、それぞれの地域の皆さん方、大変ショックだということで、そのままの姿を残してほしいと。しかし、残していくのには、それまでは小学校として活用して、文教施設として活用しておりましたので、光熱水費、また維持管理、人件費など、さらには雨漏り等の補修も要りますし、修繕料などは当然にして維持管理経費として計上していったわけでございますが、具体的な活用が、地域活性化センターとなって、一定のやっぱり成果が上がってこなければ、これは別の使い方をしていくことも考えなければならないというふうに考えておるところでございます。

多くの地域では、もう少し小さい施設やったら自分たちの手に負えるということをおっしゃっております。例えば小学校には料理教室、大体ございます。それから職員室等もございますし、そのあたりについては設備もかなり整っておる状態ですので、コンパクトであれば、このまま地域の活動活性化拠点として維持管理したいけれども、余りにも施設が大き過ぎるということで、中には本館部分だけを継続して活用したいという、そんな思いを持っていただいておりますし、また、避難所になっておるところなどでは、場合によっては炊き出しができるぞと。あるいは、地域活性化のためのいろんな特産品づくりに加工施設として使っていける可能性もあると、そんなことも聞かれるわけでございますし、そういったことには耳を傾けていかんなんというふうには思っておりますが、余りに大きな施設で、余りにも大きな維持管理経費が要る中で言えば、できましたら、丸ごともしくは大部分を他の利用、特に市が経費を余りかけなくてもよい民間の活力を利用した利用方策が検討できないかと。

既に園部の廃校となった地域では、新たな取り組みの模索がされており、ある地域では先進地を視察にも行っていただきましたし、またある地域では学校的な活用をそのままできるような民間法人などがいないかということで、いろいろ情報を集めて市に提供いただいております。ずっとはとてもやないけどやっぱり無理であるということで、しかしながら、一部を地域の皆さん方の集いの場として、また、体育館はいざというときの避難場所にもなりますので、そういうものは残していただきながら、ほかは他の法人等の利用を考えてもいいのではないかとのご提案を逆にいただいております。そういったこともよく検討していく必要があろうと思います。

また、美山では福祉関連団体がなかなか施設が狭隘な中で、小学校だったらゆつたりと使えるということで、その中に法人の活動拠点、施設を移して活動したいと。これも新たな動きでございますし、そういった意味では、部分的な活用を積極的に行っていただいておりますというのが実情ですので、いろんな方法、可能性を地域の皆さんと一緒に探っていけたらというのが思いでございますので、ご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

麻田議員。

**○議員（5番 麻田 育良君）** そういういろいろな形の協議を各地域とちょっと綿密にやっただいて、一律に削減という、そういう方向じゃなくて、交流も含めまして取り組んでいただければと思うんですけども、それについて特にありましたらですけど。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 時間を大分とっておりますが、恐縮でございます。

それぞれ担当の職員は各小学校に張りつけております。以前は複数人数でございましたが、今は人数を絞ってそれぞれ担当して、そして、先ほども言いましたが、話し合いの中で一遍こういうところを見に行きたいというところがあれば、担い手の皆さん方と、現在の受託団体の皆さんと一緒に動くことも可能でございますし、ただ、交流の機会にはどうかということをおっしゃっていただいておりますけれども、それぞれの地域によって活動の方向性がかなり違いますので、日常的な管理運営、あるいはいろんなサークル活動とかそういうものの拠点としては交流しても意味があるのかなというふうに思いますが、将来どうしようかということで、どことも徐々に先のほうに視点が移っておりますので、そういった意味では、一定の先進的な事例などもございましたら、今すぐではないですが、今後の小学校の活用方策として、交流したり勉強したりする機会を設けていけたらというふうに思っております。

以上でございます。



**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

麻田議員。

**○議員（5番 麻田 育良君）** そういうふうにはちょっと地域と連携とっていただいて、また相談にも乗っていただいて、方向を出していただければと思います。

次の質問に移ります。

次に、子供の貧困問題についてお聞きします。

社会全体においても貧困の格差が拡大していると言われております。その影響は子供に及んでおります。

2008年のリーマンショックのあおりを受けて経済状況が悪化し、子供の貧困問題が社会問題となってきました。

平成24年、国の調査で子供の貧困率が過去最悪を記録し、16.3%で6人に1人となりました。現在、7人に1人とか言われておりますけれども、貧困率は平均的な所得の半分を下回る世帯の子供の率とされております。よく使われる指標としては、相対的貧困率がありますが、これは所得から直接税や社会保険料などを引いた所得の真ん中の人の半分以下の所得の率とされています。よくグラフなんかでは、年収200万円未満の数字が使われておりますが、国においては、このことから、子供の将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るために子供の貧困対策を総合的に推進するという事で、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」いわゆる貧困対策推進法がつくられています。

京都府でも平成27年に子どもの貧困対策推進計画がつけられ、本市でも早く、27年に子ども・子育て支援事業計画を5カ年のものとして策定されて取り組んでおられます。

子供に視点を置いて、乳幼児から青年期まで切れ目のない支援をし、教育、生活、就労、経済面の四つの観点での支援をしていくということで、手当や給付制度の充実、生活の支援、相談活動の充実、地域での支援体制づくりなどが行われてきています。最近では行政施策だけではなくて、NPOなど地域住民による地域の中での居場所づくりや子ども食堂などのさまざまな支援もされてきております。

貧困な状況というのはぱっと見てわかりにくいので、相談の窓口や地域の結びつきの充実や、子供全体を支援していくことの充実などが重要だと思います。

さて、質問ですけれども、本市では、昨年、子供の生活アンケートというのを実施されています。これは小学校5・6年、中学校2・3年、それと生活保護世帯とかが対象ですけれども、その実態調査をされて、それをもとにことし第2期版をつくらるとお聞きしております。

そういう実態調査から見て、本市の子供の貧困の状態というのは、わかる範囲で結構ですけれども、ふえているということはお聞きはしているんですけれども、どういふ

うに認識されているか、市長、お聞きいたします。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 昨年実施させていただきました子供の暮らしのアンケートでございます。そこからかいま見える南丹市の子供の状況でございますが、本市においては、特に生活が困難な生活困窮世帯の割合4.2%と推定される、そういった中で生活習慣や学習習慣が身につけていない、そういった割合は生活困難層のほうが高く、身近に見えております子供たちの消費の実態が、必ずしもその家全体の所得を反映したのではなく、子供が健全に成長するために必要な環境が整っているかどうかは非常に周りから見えにくいと、そんな状況が見られます。

具体的なアンケートの内容につきましては、担当部長のほうからもう少し詳細にお答えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

榎本福祉保健部長。

**○福祉保健部長（榎本 尚君）** それでは、お答えさせていただきます。

先ほど市長からも回答させていただきましたけれども、調査につきましては、子供向け調査、それからこれの対象となります子供たちに対する保護者への調査ということでやっております。それから、生活保護、ひとり親世帯ということの調査ということで、3種類の調査を行ったところでございます。

その中で、先ほども回答させていただきましたが、本市における生活困難層と言われる世帯に当たるものにつきましては全体で18.8%、そのうち特に生活が困難な層ということで、生活困窮世帯の割合としては4.2%とし、あくまでも推計でございますが、推計されたというような内容でございます。

また、ひとり親世帯につきましては、ひとり親世帯全体の中ではやはり生活困難となる層が55.1%、その中でも生活困窮世帯にあるところが18.4%ということであるような推計となったということでございます。特にひとり親世帯に対する困難の状況が見えてくるというような実態でございました。

この調査の内容につきましては、いわゆる全国的に取り組まれておることではございませんので、本市独自のやり方と申しますか、一定他市の中でやられておるような方法はあるわけですが、全国一律に行われたというのではなくて、アンケート調査から見えてくる内容をもとに、あくまでも推計をしておるようなものが実態でございます。

そんな中で参考にしておりますのは、世帯の年収であったり、それから困窮指標というところ、必要な食糧が買えなかったことがあったとか、電気、水道の滞納があったとか、そういったものが1回でもあったような状況を踏まえて、困窮の世帯であったりというようなところで仕分けをしていくような内容を持っております。

それから、全体としては、子供たちがいろんなものを持ったり、生活の中で必要として、一般的な家庭では8割程度以上与えられているものがあるのにもかかわらず、この世帯においてはそれを我慢しなければならないというような答えをしたというようなところをもって、こういうような三つの観点から、そういうような推計を出してきたというような状況でございます。

以上、回答とさせていただきます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

麻田議員。

**○議員（5番 麻田 育良君）** 実態を正しく捉えられておるので、これに基づいて今後の計画なり施策をまた実施していただきたいと思いますと思いますが、特に南丹市は課を横断して子供を見ておられるということで、子育て支援とか福祉とか学校教育課とか、その辺での体制が非常にいいなと思っております。そういう点で、そことの連携をとっていただきながら、切れ目のない支援といいますか、そういうのをお願いしたいと思っております。

今後の方向について、これから見える方向ということなんですけど、まだこれからのところもあると思うんですけども、考えられていることがありましたらお願いします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

**○福祉保健部長（榎本 尚君）** それでは、回答させていただきます。

これまでから生活困難を抱える家庭に対しましては、生活困窮者の自立支援事業の中で、自立した生活に向けての相談支援であったり、また、家計等に対するバランスの見直しであるというようなことで、家計相談の事業であったり、また、債務整理についてのアドバイスなど、生活困窮世帯の子供たちも含めての学習支援であったりというようなこと、それからひとり親家庭への寄附や貸し付けなど、国や府の制度も含めて支援を行ってきたところでございます。

また、地域の中でもNPO法人や居場所づくりや子ども食堂、子供体験活動などにも取り組まれておる団体もございまして、そうした支援も含めて、今後、計画では、そういったところとも連携しながら事業を推進していきたいということで、今、今後の計画の中でそうしたものを盛り込みながら、ネットワークを組むということが大事であろうというような思いをしておりますので、行政だけでは取り組めない部分が相当ございますので、そうしたものを手始めに取り組んでいきたいというところで考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

麻田議員。

**○議員（5番 麻田 育良君）** なかなかたくさんあったり、そういう横断的な対処もされなければならないということで、非常に多々あると思うんですけども、特に地域

づくりということで、これからの面もあると思います。そういう困った子供なりを放っていかないというか、そういう地域づくりが、いじめも含めましてですけど、大事になってくるかなと思います。また、今後ともよろしくお願いします。

次に、教員の働き方改革についてお聞きしたいと思います。

最初に、神戸市で10月3日に小学校での新任の先生をベテランの先生がいじめていたという問題がありまして、非常に皆さんもショックを受けられたと思いますが、こういう大人の中でのいじめといいますか、そういうのは警察とか消防でも見ておりますし、今まで教育の職場では余りなかったんですけども、ここまで来ているということで、非常に深刻だなと思います。

こういうことは、でもここは特別なものではなくて、どこでも起こり得ると考えなければなりません。そういう点で、この問題を教育委員会でもいろいろ論議をされていると思いますけれども、今後はどう生かしていく必要があると思われているか見解をお聞きします。教育長、お願いします。

**○議長（今面 不悖君）** 木村教育長。

**○教育長（木村 義二君）** 質問にお答えさせていただきます。

全国的に大きく報道されました神戸市立の小学校での教員間でのいじめの事象でございますけれども、いじめを指導する教員が同僚教員をいじめ、さらにそれを動画で撮るといふ事象につきましては、教育に対する信頼を大きく失墜させるものでありまして、このような行為につきましては断じて許されることでなくて、私自身も大変遺憾に思っております。

このような状況を踏まえまして、さきの南丹市の校園長会議で次のようなことを全教職員に徹底するよう校長に指示をいたしました。

この中で、一つ、教育公務員としての自覚を持つこと、教職員の人権意識の向上、ハラスメント防止への注意喚起と意識啓発、風通しのよく相談しやすい職場環境づくり、そして校長には、管理職自身、教職員に対する公平な姿勢が大事であるという指示をいたしました。

今後、南丹市の教職員がみずから授業力を磨くとともに、みずからの人間性を高め、子供たちに対しまして効果的な教育活動を行うことができますように指導をさらに徹底していきたいと、このように考えております。

以上です。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

麻田議員。

**○議員（5番 麻田 育良君）** そういうことを言っているということで、特に私は職場環境の問題ということで感じているんですけど、そういう風通しのよい職場といいますか、そういうのがどこでもこういうことを起こさないためには大事かなと思っております。

次に、教職員の多忙化の問題ですけれども、以前にも、昨年9月議会で少し木村教育長にお聞きしました。

平成28年に教員の勤務実態調査というのは文部科学省が行われており、非常に多忙化の実態が明らかになっております。残業が過労死ラインの月80時間になる人が、小学校、中学校でも二、三割いると。それから病気で休職という人が5,000人ほど出ているとか、そういうデータが、今、言われておりますが、これを受けまして、文部科学省でも勤務時間の上限ということで、1カ月の校内での勤務時間を45時間、年360時間というガイドラインをつくって指示をされております。特例というのもあって、それを超える場合もあるということなんですけれども、この月45時間でも1日2時間程度、残業があるので、それでもそれなりにまだまだ大変だなと思いますけれども、このような事態を何とか改善したいということで、南丹市におきましても、いろいろ研究会とか学校でも改善努力がされてきているというふうにお聞きしてますし、教育長も昨年の答弁では指定が多過ぎるとか、そういう指導の時間で非常に多忙になっているということも回答されております。

こういう点で、今、取り組まれていることでどういうことがあるかということをお聞きしたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 中川教育次長。

**○教育次長（中川 勇夫君）** ご質問にお答えいたします。

本市教育委員会におきましては、平成30年4月に策定いたしました南丹市教職員の働き方改革実行計画によりまして、教職員の勤務時間の状況を把握するために、平成29年度から、毎年、教職員の実勤務調査というのを行っております。長時間勤務の要因を分析するとともに、業務の適正化ですとか、これに伴いまして、部活動指導員の配置を行ったりとか、府の事業を活用いたしましてスクールサポートスタッフ、こうしたものの外部人材の活用ですとか、給食費の公会計化に向けた取り組み、さらには校務支援システムの導入など、業務の縮減ですとか、教職員の超過勤務時間の削減を図っているところでございます。

また、健康の増進を図るということで、専門医師による相談機会の確保というのも図っているところでございます。

さらには、各小中学校が取り組みました事例をまとめまして、南丹市の業務改善事例集というのも作成いたしまして、南丹市内の小中学校の労働環境改善に取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

麻田議員。

**○議員（5番 麻田 育良君）** ただいま回答いただきましたように、さまざまな取り組みをされているということでありました。特に外部の協力を得るとか、それから給食

業務を教員外でやっているんですかね、そういうこと、それから健康での相談、いろいろされているということで、特にそういう学校ぐるみでの精選といたしますか、そういう行事とかいろいろなところでの改善がもう少しちょっと具体的にありましたら、教えていただければと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

中川教育次長。

**○教育次長（中川 勇夫君）** ご質問にお答えいたします。

各校それぞれ各校にあった取り組みをいろいろ進めております。例えば省力化におきましては、ペーパーレス化、これにはICTの活用ということで、職員会議、ペーパーレス化を行いまして、全てデータについては、パソコンを持ち込んで、パソコンの中にデータを入れて、それで職員会議を行うといったところ、これによりまして、これまでですと、教務主任がそうした資料の準備にかなりの時間を費やしたわけですが、一気にその準備時間が解消されたということですか、また、それに付随しまして、電子データを活用していくということで、これまでなかなか整理ができなかったサーバーですとか、そのデータの整理といったこともございます。

また、早く帰る日を設定しようということで、各校によりまして、毎週何曜日については定時に帰ろうとか、そういう目標を立てられて取り組んでいただいているところもございます。

また、見える化ということで、よく物を探す行為というのはどの職場でもあるかと思うんですけれども、教材ですとか教具等の整理をすることによって、誰しも時間のストレスなく物を探せて、探していた時間をかなり軽減したりですとか、また、会議におきましても、会議の効率化を図ろうということで、終了時間をあらかじめ設定いたしまして、何時には会議を終わると。それに向けていろんな協議の議題があるわけなんですけれども、各協議に費やす時間の設定、それをすることによって、長く続いていた会議というのをかなり削減したりとか、今、議員ご紹介いただきました、また会議の精選ということもございます。

また、各校にはこうした取り組みがされているわけなんですけれども、教育委員会といたしましても、先ほど申しましたように、ICTの活用ということで、校務支援を導入いたしましたりですとか、また、各校においてこれまでなされておられませんでした出退勤の記録ということで、職員がそれぞれ以前は判こを押すということで、押印による出退勤を行っていたわけなんですけれども、パソコンに出退の記録システムを入れまして、ボタンを押すだけで出勤の時間、退勤の時間がわかるということで、個々に自身が自分の労働時間というのを管理できるといったことが、それぞれの教職員の意識改革にもつながっているということで、かなりそうした取り組みが行われておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

麻田議員。

**○議員（5番 麻田 育良君）** 細かいいろいろ取り組みがなされているということも報告いただきました。今後とも、そういう交流も含めまして、スリム化といいますか、そういう余裕を実際の活動に生かせるように、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

あとちょっと時間がないのですけれども、これについてはもう取り組まれているということをお聞きしておりますので、また資料をいただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上で、一般質問を終わります。

**○議長（今面 不悖君）** 以上で、麻田育良議員の一般質問を終わります。

次に、3番、面村好高議員の発言を許します。

面村好高議員。

**○議員（3番 面村 好高君）** 議席番号3番、至誠会の面村好高でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今回は下水道事業についてと、小学校跡地活用についてを質問させていただきます。

本日、午前中から見ておられますと、市長の喉の調子が大分悪いようでございまして、できるだけ喉を使うなどお医者さんに言われているということで、冒頭と終盤を市長に答弁をいただきまして、あとは全てミスター下水道であります森部長のほうにご答弁いただけたらなというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

本市の下水道事業は、一つに公共下水道、二つ目に特定環境保全公共下水道事業、三つ目に農業集落排水事業、四つ目に合併処理浄化槽整備事業の4事業の手法で生活排水が処理されております。

一つ目の公共下水道とは、人口が集中している市街地を対象とし、下水を排除し処理する区域のことであり、本市では園部町と八木町の市街化区域が対象で、南丹浄化センターを終末処理場とする一つの処理区でございます。

二つ目の特定環境保全公共下水道事業とは、公共下水道のうち市街化区域以外の区域において下水を処理する区域であり、対象人口はおおむね1,000人から1万人とされており、本市では園部町に2処理区、八木町に1処理区、日吉町に2処理区の合計5処理区となっております。

三つ目の農業集落排水事業とは、農業振興地域を対象とし、農業用排水の水質保全や農村生活環境改善などを図る区域で、対象人口はおおむね1,000人以下となっております。本市では園部町で6処理区、八木町で2処理区、日吉町で5処理区、美山町で6処理区の合計19処理区であります。

合併処理浄化槽整備事業は、今、申し上げた1から3以外の区域を事業区域と位置づけ、本市では園部町で1集落、日吉町で6集落、美山町で42集落で推進しており、南丹市全域の下水道の普及率は99.2%、水洗化率は91.6%（30年度決算時）と

なっております。

これらの施設は合併前の旧町時代である平成7年度に殿田処理区が供用開始になったのを皮切りに、平成10年度には南丹浄化センターを終末処理場とする桂川中流流域下水道が供用開始され、最後に、平成20年度には美山町宮島・大野処理区が供用開始となりました。

そして、平成28年4月からは、桂川中流流域下水道施設である南丹浄化センターが京都府から本市へ移管されたところであります。その南丹浄化センターは、移管前には市町村合併の負の遺産とまで言われ、この議会においても活発な議論がされ、私自身も一般質問等で確認させていただいた経過がございます。

あれから3年が経過いたしました。南丹浄化センターの現在の運営状況を市長にお伺いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** それでは、ただいまの西村議員の質問にお答えさせていただきたいと思いますが、全体に申し上げて、後ほどまた担当部長のほうから答弁があると思いますが、南丹市の財政非常に厳しい中で、特に大きな負担となっておりますのは、公共下水道を初め、関係する本市の下水道施設であり、その債務の返済でございますとか、維持管理経費でございますとか、そういうものがなかなか採算的には厳しいものがございます。一般財政からの持ち出しも大変多いと。

その中で、今後、どのように安定的に下水道を維持管理していくのかということ、これは国の支援の動向、京都府のご支援の動向、そしてみずからの努力、それによって気を緩めず取り組んでいかないと、安定的な姿がなかなかつくれないというふうに思っておりますので、議会の議員の皆さんにおかれましても、ご協力をいただきますようよろしくお願ひいたしたいというふうに思います。

それで、南丹浄化センターの運営状況でございますけれども、平成28年4月に京都府から南丹浄化センターは移管を受けたところでございます。移管後、3年9カ月が今日経過いたしまして、現在は船井郡衛生管理組合に運転管理を担っていただき、日常点検を細やかにいき、安定した運転管理とあわせて機器類の延命を図っていただいております。

その結果、昨年の西日本豪雨や台風21号の天災時等におきましても、多くな事故もなく、安定した運転管理が行われたところでございますし、日常の維持管理においては、放流水質基準を守りつつ、効率的な水処理を目的に機器類の運転時間の短縮や転嫁薬剤の減少など、経費の節減にも努めているところでございます。

なお、南丹浄化センターの施設管理に係る経費につきましては、人件費、修繕費及び備品購入費を除いた経費を比較しますと、京都府が管理していた平成26年、27年、2カ年の管理運営経費平均が年約2億4,700万円でございますのに対しまして、



南丹市に移管後につきましては、28年から30年度の3カ年平均が約2億600万円と、4,100万円の減少を生むことができ、経費の削減の努力が数字にあらわれているところでございます。そういった状況が今日の運営状況でございます。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

面村議員。

**○議員（3番 面村 好高君）** ありがとうございます。安定した運営と機器の延命に加えまして、京都府の管理運営時代には約2億4,000万円強かかかっておった運営費が、本市に移管されてからは2億600万円程度ということで、約4,100万円の運営経費の削減をされておるということで、非常にその点におきましては評価したいというふうに思います。

南丹浄化センターの設備は、移管前に京都府において空き敷地に設備の電源となる太陽光発電パネル設置や、電気設備等を前倒しで更新や修繕をしていただいたと聞いておりますが、その状況と現在の京都府のかかわりや管理の運営につきまして、ここから先はずっと部長にご答弁いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 森上下水道部長。

**○上下水道部長（森 雅克君）** 失礼いたします。面村議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

まず最初に、太陽光発電パネルの設置でございます。

これにつきましては、合併前に南丹市と京都府のほうの構想の中で設置していただいたものでございます。現在、年間約90万円程度の削減につながっておるということでございます。

また、本市と京都府との移管に向けた調整会議において、移管後の南丹市浄化センターの運転管理技術の習得を目的に、京都府の流域下水道へ職員を5年間にわたって延べ5名を出向させたところでございます。

また、締結した協定書に基づきまして、平成28年度、平成29年度の2年間の間に技術支援として京都府から職員の派遣を受けまして、管理運営計画や維持修繕工事等に係ります技術指導、あるいは助言をいただいたところでございます。

府職員の派遣期間も既に終了になっておりますが、運転管理や災害等の有事に際しましては、技術支援、助言をいただけるということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

面村議員。

**○議員（3番 面村 好高君）** 京都府の職員さん、29年度まで来ていただきまして、技術支援をいただいたということでございます。また、有事の際には一定の手助けをしていけるということで理解いたしました。ただ、今の段階としては、一切、京都府の指

示、援助なりはないということでも理解させていただきました。

平成26年8月に総務省より公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップが示され、人口3万人以上の団体は、令和2年4月までに公営企業会計へ移行することが要請され、本市においても、そのロードマップにのっとり、来年度より公営企業会計化される予定であります。

そこで、その進捗について伺いたしますが、ちょっと議案とも少しリンクするところがありますので、それを省いたところでのできる限りの答弁で結構ですので、よろしく願いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

森上下水道部長。

**○上下水道部長（森 雅克君）** 失礼いたします。面村議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、法適化という動きに対しまして、国の動きを若干整理させていただきたいと思っております。

平成26年8月に、総務省によりますけれども、公営企業の適用拡大に向けたロードマップというのが発出されております。また、平成27年1月には、人口3万人以上の団体が運営する簡易水道事業、あるいは下水道事業については、平成23年4月、令和2年までに公営企業に移行することが要請されたところでございます。

法適化に向けた移行作業につきましては、本市につきましては、平成27年度から取り組みを行っておりますけれども、移行に際しては、やはり高度な専門性やその特殊性から、職員だけでは対応することが困難であったために、平成27年度に債務負担行為を設定しまして、平成27年7月にプロポーザルによる業者選定を行い、専門業者への移行準備を委託したところでございます。

下水道事業は公営企業法の財務既定のみを適用します一部適用と当初はいたしておりましたが、平成28年3月に法適化基本計画をそういう形で策定しましたが、既存の公営企業であります上水道事業が簡易水道事業を上水道事業に統合するということで、その整合性も図るという観点で、組織的な整合を図ることなどから、財務既定に加え、職員の身分、あるいは組織の取り扱いなどについて全て地方公営企業法を適用する全部適用として、平成30年10月に基本計画の一部を変更したところでございます。

現在の進捗状況について大まかなことを申しますと、本定例会に議案第88号として南丹市下水道事業の地方公営企業法の適用に伴います関係条例の整備についてということで条例を上程させていただいております。

また、進捗状況の具体的なことにつきましては、大きい項目でございます法適化へ向けた事務的な準備を進めておりますが、固定資産の評価、あるいは調査について、あるいは会計システムの構築等につきましてはほぼ完了いたしておりますし、現在は移行事務、予算原案の作成等について進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

面村議員。

**○議員（3番 面村 好高君）** ご丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございます。

上水道との整合性とするために、財務はいわゆる一部適用だけではなくて、身分も含めた全部適用されたということで理解させていただきました。

今議会に議案が提案されているということで、実質、来年度4月1日から企業会計化になりますので、順調に進んでおるのかなというところを理解させていただきました。

国のほうが公営企業会計化にするというところの狙いというのは、下水道事業というのは、どこの自治体におきましても大変厳しい財政状況であるというところが背景にありまして、もっと効率化、スリム化をするという狙いが一つあるのではないかなというふうに思います。

ただ、そうしてしまいますと、当然、今までやってきたことができなくなるというようなおそれがありますとかということが心配されます。そこで、公営企業化は国の方針ではありますが、メリットでありましたりとか、デメリットでありましたりというところにつきまして、どのように捉えられておりますか、部長にお伺いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

上下水道部長。

**○上下水道部長（森 雅克君）** 失礼いたします。先ほどの発言の中で、下水道事業の移行する期限が23年と申しました。32年の訂正でございます。よろしく願いいたします。

今、質問いただきました法適化のメリット、デメリットについてでございます。

地方公営企業法の適用に向けまして、本市下水道事業においては基本的な取り組み方針を示しました南丹市下水道事業法適化基本計画というのを策定しております。その策定の中に以下4点ほどメリットについて上げさせていただいております。

まず1点目は、他の類似団体と会計上の比較が可能になるということで、経営状況の明確化というのを上げております。また、2点目、維持管理自体に合致した経営体制がつけられるだろうということです。3点目につきましては説明責任、いろいろな数字、料金、あるいは未収金、負債等々の説明責任がございますので、アカウントビリティの向上が図れるということでございます。4点目は職員の経営意識の向上です。費用対効果といいますか、物を投資して、それを料金として回収するという意味もございまして、費用対効果を考えたという意思決定ができるだろうというふうに考えております。5点目については、消費税の節税効果があるのではないかとというふうに考えております。

デメリットにつきましては記載されておられませんけれども、実際に令和2年4月1日から施行法に基づく運用となるわけですが、公営企業会計をその特殊性から、運用

するにはやはり専門的な知識とか経験が必要であろうというふうに考えております。本市にはその実地の経験者が少ないということがデメリットという点でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

面村議員。

**○議員（3番 面村 好高君）** 私も事前にお伺いさせていただきまして、南丹市下水道事業の法適化基本計画ということでこれをいただきまして、その中に書いておいたメリットを、教科書どおりでということでありありがとうございます。

デメリットの部分なんですけども、職員さんの専門知識が要するという部分だけのご答弁だったんですが、この南丹市の下水道会計というのは、歳入総額は26億円ございまして、そのうち約半分に当たります13億円が一般会計からの繰り入れなんです。公営企業会計化になることによって、繰入金にしにくくなるとか、特に、多分、繰り入れの中には基準内だけではなくて、基準外の繰り入れも入っていると思うんですが、基準外に対して公営企業会計化することによりまして、できなくなるみたいなそういうデメリットというのはないのでしょうか。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

担当の市長公室長。

**○市長公室長（船越 雅英君）** 失礼いたします。面村議員のご質問にお答えさせていただきます。

地方公営企業の繰出金につきましては、毎年度4月に総務省のほうから地方公営企業の繰り出しについてという文書が輩出されております。その通知の中には、地方公営企業法などに定める経営に関する基本原則を検知しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、公営企業繰出金の基本的な考え方が示されております。

現在、繰出基準以上に繰出金を出しておるのは事実でございまして、南丹市の一般会計の財政状況は非常に厳しい状況でもございます。この趣旨に沿って繰出基準以下で経営をしていただくことが本来の姿ではあるというふうには思いますけれども、公営企業化によって直ちに基準以下にすることは、下水道事業の運営を考えると非常に難しいのではないかと私どもは考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

面村議員。

**○議員（3番 面村 好高君）** 今のご答弁を聞いて安心いたしました。実質的には、これ、繰入基準外も含めまして、繰り入れがないと本当に下水道事業が成り立っていないというような状況でございますので、そうしてしまいますと、当然、市民の皆様の下水道料金の値上げということにつながってしまいますので、今、企業会計化になった

としましても、基準内、基準外を含めて繰り入れを一般会計からしていくというふうなご発言というふうに理解いたしましたので、ありがとうございます。

次に、下水道事業の財政状況についてお伺いいたします。

財政状況、先ほど、一番最初、市長からもご答弁ありましたとおり、大変厳しい状況であるということでもあります。私、今回、調べさせていただきまして、まず一つ目が、当然、地方債、市債が物すごい多いという、多額の借金があるということと、もう一点は、基本的にはこの下水道事業、企業会計含め特別会計というのは独立採算、使用料で基本的に維持管理をしていくというのが基本的な考えなんですけども、下水道事業の場合は、後で申し上げますが、なかなか独立採算では賄えない厳しい財政運営状況であるというところの、この二つの視点からの質問をさせていただきます。

下水道特別会計の平成30年度決算では、歳入総額が約26億円で、主な歳入の内訳は、使用料収入が約6.2億円で24%です。繰入金が約13億円で50%、市債が約5.8億円で約22%でございます。

また、歳出総額も約26億円でございまして、歳出の主な内訳は総務費、これは実質的には維持管理費に当たる部分が6.1億円で約24%、公債費が約19.2億円、これは借金を返すお金です。借金の返済に充てるお金が19.2億円ということで、これが74%であります。そして、何よりこの市債残高、借金の残額が平成30年度決算では196億円あるんです。会計規模が26億円の下水道事業で196億円の借金があるんです。一般会計も借金多いんですけども、一般会計の会計規模は約230億円で、一般会計の市債残高が250億円なんで、大体1年に入ってくる収入ぐらいが借金と、一般会計は。

ところが、下水は年間収入が大体6.2億円で、借金が196億円ということは、年間収入の大体3.2倍借金があるという状況です。これはサラリーマン家庭にかえまして、大体平均年収500万円だとしましたら、大体一家庭で1億6,000万円の借金があることになるんです。物すごい金額です。これをちょっと住宅ローンシミュレーションで、私、1カ月の返済金額というのを計算してみましたら、1カ月大体50万円ぐらい払わなあかん。500万円の年収の方が、月50万円払わなあかんぐらいの金額なんです。

このように大変南丹市の財政状況、特に市債残高という部分では厳しい状況であります。その点についてどのようにご認識されておりますのかお伺いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

**○上下水道部長（森 雅克君）** 失礼いたします。面村議員のご質問にお答えしたいと思っております。

まず、平成30年の下水道事業の決算ベースの経営状況というものを分析しますと、事業全体の下水道料金収入が6億2,000万円程度、また、維持管理費と資本費からなります汚水処理費が7億900万円程度でございます。汚水処理費に要した費用に対し

て使用料の回収の程度を示します使用料回収率は87.9%と、料金だけでは汚水処理費が賄えていないという状況になっております。

また、下水道事業の起債（借金）につきましては、平成30年度に決算ベースでいきますと、年間、元金、利子、利息を合わせまして19億2,000円余りの償還をしております。そのうち財源は、財源充当といえますか、財源内訳は一般会計からの繰入金約12億1,000万円、資本費平準化債といまして、償還期間の差額みたいな形の起債の発行が借り入れます約5億円を充当しているという状況でございます。

こういう会計状況を見てみますと、将来的に急激な人口増加などによります料金収入の増大は見込めず、一般会計からの繰り入れなどに依存せざるを得ないという状況でございます。本下水道事業の経営状況は非常に厳しいというふうに認識いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

面村議員。

**○議員（3番 面村 好高君）** 大変厳しいという状況でございます。今、部長のほうからも使用料回収率のお話ございました。汚水処理費と使用料収入を割るという形での数字になってくるんですけども、これは汚水処理費を使用料収入で賄われているかどうか、維持管理費を使用料収入で賄われているかどうかを見る指標なんですけども、これは市内全体の数字を、今、部長のほうからおっしゃっていただきましたが、細かく、今、申しあげました公共下水道と特定環境保全公共下水道と農集排に分けてチェックしてみますと、公共下水道の使用料回収率は97.2%で、100ではないんですけども、若干ちょっと使用料収入が足りないという状況でございます。特定環境保全公共下水道事業につきましては99.9%なんで、実質的にはほぼ使用料収入で維持管理費を賄われているという状況でございます。

この二つはまあまあいいんですけども、一番ちょっと厳しいのが農業集落排水事業です。これが55.3%ということで、維持管理費の約半分ちょっとぐらいしか使用料で賄えないという状況でございます。

特に南丹市の場合、広域でございまして、農村地域が多いという中で、どうしてもこのような数字になってしまうということでございます。都市部であれば、例えば100メートルの管に50人の方がつなぐのと、南丹市であれば100メートルの管の中に二、三軒しかつなげないということになると、当然、南丹市の効率は悪くなりますんで、当然ながら、それを理解した上で、国も今までこういうふうな施策をとってきたと思うんです。だから、今後も国の補助を、一定、特に農集排とかにつきましては、国の補助なしでは実質的には使用料だけで賄えへんという状況がございまして。

ただ、その中で、国の財政制度等審議会におきまして、下水道事業は受益者負担の原則と整合的なものに見直すことが必要であり、汚水施設の改築は原則として使用料で賄うべきとの趣旨の提言がなされました。結局、下水道処理施設について改築なり修繕な

りしていくには、もう国の補助は出しませんよと。自分たちの使用料収入だけで賄っていただきますよという提言が国のほうの財政制度等審議会でなされているんです。こんなことをされてしまつたら、田舎のほうの下水道事業というのは全く成り立たなくなつてしまいます。

その中で、この南丹市議会におきましても、下水道施設の改築にかかわる国庫補助の継続に関する意見書を去年の12月に出したところでございます。その後の国の対応につきまして伺いいたします。これは部長でよろしいですか。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

森上下水道部長。

**○上下水道部長（森 雅克君）** 議員ご指摘のとおり、本議会におきまして、下水道における受益者負担の原則の徹底に関するというこの意見書についてはお世話になり、国のほうに提出していただいたところでございます。

また、提出先については内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、あるいは衆参の議長宛てに出していただいております。

水の保全といいますのは国の大きな責務であるということも勘案しますと、国庫補助金等の支援継続のほか、普通交付税措置の対象拡大など、制度改正への要望が必要だろうというふうに認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

面村議員。

**○議員（3番 面村 好高君）** 今、部長おっしゃられたとおり、工事、改築に係る直接の国庫補助だけではなくて、交付税対応、交付税措置につきましても求めていく必要があるというふうに思いますので、これは南丹市議会だけではなくて、京都府議会からも同じような同趣旨の意見書を出されてますし、全国的に多くの自治体でこの意見書、下水道事業に対して国庫補助を求める意見書が出されておりますので、今後もしっかりと国に対して要望いただくとともに、国の対応を求めていただきたいと思いますというふうに思っております。

莫大な費用をかけて整備された本市の下水道事業であります。下水道会計の性質上、独立採算の原則であることを鑑みますと、今、申し上げましたとおり、使用料収入約6億円で借金が196億円である状況は、明らかに厳しい現状であります。特に、今、申し上げましたとおり、農業集落排水事業については、既に補助なしでは立ち行かない状況であります。一般会計からの繰り入れも含めましてという意味合いなんですけども。

下水道課の職員の皆さんは、施設の効率的な運営や使用料収入率のアップなど、積極的な企業努力をしていただき、絞れない雑巾をこれでもかというぐらい絞ろうとしてくれているというふうに思っております。財政的には抜本的な改革なくして今後いけないというような状況であると思われまふ。今後も人口減少に伴いまして、使用料収入の減

少に加え、施設や設備の老朽化により維持管理費の増大が懸念され、より将来に負担が残っていく可能性があります。そして、何より繰入金に頼みの財政構造の中で、今後、本市の一般会計にも重大な影響を与える可能性もあります。こんなに莫大な費用を費やして本当に下水道整備をする必要があったのか。特に何度も言いますが、農業集落排水事業については、合併浄化槽事業でもよかったのではないかとこのように考えてしまうぐらいでございます。

合併前の旧町時代を含め、本市におけるこれまでの下水道事業に対する評価を、これは市長にお伺いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 今日まで、特に合併前の旧町時代、下水道の位置づけといたしますのは、都市部では水洗化を早く進めていきたいと。農村部でもそれを見て、近代的な生活は水洗便所をどこにも設置して、昔はバキュームカー、随分においもいたしましたし、その前は畑にまいたりして、本当にある意味では循環した使い方もしていましたが、見た目もおいもよくないということで、生活向上には水洗化だということで、相当山間部の地域も含めて下水道、農集排の取り組みを進めてきたところでございます。

当時は、そういった取り組みに対しても、まだ経済が力強い時代でございましたので、起債事業を起こしながら施設を整備してきたところでございますし、それとあわせまして、オイルショック以降、日本の経済は横ばいになり、そしてリーマンショックで大変厳しい財政状況、経済情勢になった中で、それぞれの分野の産業を下支えするために、下水道事業というのは経済対策事業としても取り組まれてきた側面というのはあったというふうに記憶しておるところでございます。

そんな中で、一つのポイントは、平成2年から京都府が桂川中流域下水道を計画されてきてまして、それで管理運営についても府の力で、また、そのかかった経費の債務の返済につきましても京都府でやっていただけるのが、合併を機に市町村に戻されてしまったということで、借金を抱えた状態で本市がその運営を受け持つということで、流域下水道については大変厳しい状況になりました。

また、特定環境下水道についても、これも起債の塊で事業をやってきたのは間違いございませんので、これについては市町村の責任ではございますが、大きなマイナスを抱えたところでございます。農集排についてもしかりでございます。

合併浄化槽が発明されたといえますか、いろいろ開発されて、水質が瀬戸内法にも通じる10PPM以下にも抑えられるというすぐれた技術的な開発がされたときに、これは生活を改善する画期的な方法だということで、いち早く、公共下水道の整備にかかわらず取り組まれた市町村もでございますし、そういった意味では、今後の下水道事業の推移いかんによりましては、維持管理できない、そういう状況が来る日も想定される中では、もう一度、合併浄化槽の活用というのも見直す、これも全体的じゃなくて、やっぱ



り部分的に非効率なところから少し考え直していく必要があるのではないかというふうに思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、合併前の旧町時代も含めた本市における下水道事業に対する認識としては、大変皆さん方、生活改善、夢を追いながら下水を整備したけども、余りにも重たいマイナスを背負う中で、将来的にはそれを修正していくためにも、場合によっては合併浄化槽の導入も必要ではないかという認識でございます。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

面村議員。

**○議員（3番 面村 好高君）** その当時の生活改善というところの部分は当然理解できますし、合併浄化槽の技術がその辺で上がったというのも最近であるのかもしれない。

ただ、厳しい財政状況というのは、私たちの今生きる我々だけではなくて、これは私たちの子供であったり、孫であったり、その次の世代まで行くわけでありまして。やはりこの下水道事業というのは長いスパンで基本的に考えられておりますので、減価償却が30年であったとしても、耐用年数が44年とか50年とかいうような形になっておりますので、やはり将来の子供たち、未来の南丹市の市民に負担を残さないという視点も非常に大事になってくるのかなというふうに思っております。

その中で、これ以上、使用料を上げるということは実質的には無理だと思います。事前に下水道課さんのほうで府内の下水道料金の一覧表をいただいたんですけども、一般市では南丹市が実質一番高いと。南丹市より高いのは京丹波と福知山市の特環の農集排がちょっと高いのと、あと伊根町、それ以外は南丹市よりか安いという状況でございます。

南丹市におきましては、昨年3月に南丹市水洗化総合計画というのを立てられておまして、この中に今後とも持続可能な下水道サービスの提供ということでいろいろとうたわれております。国の施策を反映されたものというふうに思いますが、例えば広域化とか民間資本、民間の資金とかノウハウの活用みたいなことを書かれているんですけども、都市部であったらこういうふうな手法もいけるんですけども、南丹市ではこのような状況は厳しいというのが現状であります。

その中で、今後、将来における南丹市の市民の皆様、生まれてくる子供たち、孫たちに負担を残さないために、鋭意企業努力といたしますか、下水道事業の努力が必要というふうに思いますが、今後のあり方、方向性につきまして、市長にお伺いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 西村市長、答弁願います。

**○市長（西村 良平君）** 既に山間部では、人口減少によりまして、下水の、これは物理的にといいますか、汚水の流入量がバクテリアを維持していくのに不足していると、不足するような、そんな人口の減少も招いておまして、単に経営的な問題じゃなくて、物

理的にも少し難しい状況が出てきております。

国としては、独立採算だと、皆さんのかい性で維持管理、あるいは借金の返済をしていってくださいますが、これでは余りにも無責任です。下水道を全国的に整備促進してきたのは、そういった起債の許可を認めてきた国の責任も逃れることができないと思いますし、そういった意味では、これから将来に向かって下水道維持が難しい場合には、私は特別な法律を定めて、市町村が下水道処理システムを切りかえるときには、過去の債務については一定の支援を行いながら、持続可能な下水道の方策をつくっていくべきであろうというふうに思っております。

今のところ、できるだけ始末をしながら、収支をよくしながら、耐えていくしかしようがないと思っておりますが、そのあたりでは抜本的な国の対策なども、これから市としても求めていく必要がありますし、京都府にも手を組んで要望していくようお願いしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

面村議員。

**○議員（3番 面村 好高君）** 下水道課の皆さんは、収納率を上げるために、土曜日とか日曜日も嘱託職員の皆さんが徴収に行っていたりとか、そのおかげで収納率も上がってきているというふうなことも聞きますし、冒頭、市長がおっしゃられましたとおり、南丹浄化センターの維持管理につきましても、京都府の時代よりか4, 100万円も減額しながらの経営ということで、そのほかにもマンホールポンプを少しでも長寿命化するための努力も、今回、質問するに当たって部長からもいろいろ聞きましたし、課内で持続可能で少しでも経費を減らそうという努力は本当に見えるなというのは、私、感じました。

その中でも財政を見ますと、そんな努力も吹っ飛んでしまうぐらいの厳しい状況であるということには変わりありませんので、今、市長がおっしゃられましたとおり、やはり国の責任というのも絶対あると思うんです。それを、今、国ははしごを外そうとしているような状況でもありますので、今、住んでいる私たちだけが南丹市民ではなくて、先人も南丹市民ですし、今から生まれてくる子供たちも、その孫も、ずっとみんな南丹市民ですんで、将来に負担を残さない持続可能な下水道事業をこれからも引き続きしていただきますように鋭意努力いただくとともに、国や府に対してもしつかりと要望活動なりをしていただくようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

**○議長（今面 不悖君）** 以上で、面村好高議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

午後3時15分から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

**午後 3時00分休憩**

午後 3時15分再開

○議長（今面 不悖君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

次に、7番、木村裕議員の発言を許します。

木村裕議員。

○議員（7番 木村 裕君） 改めまして、こんにちは。議席番号7番、新風会所属の木村裕でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。市長も大変お疲れのようですので、簡潔に質問してまいりたいと思いますので、お答えも簡潔で結構でございますので、よろしく願いいたします。

まず一つ目は、太陽光発電施設に関してです。

9月の議会で条例が新たに制定されました。新たな条例二つございまして、名誉市民条例という大変重要な条例とともに、太陽光発電の条例も可決されたところでございます。

振り返ってみますと、まず厚生常任委員会での論議があり、そこから本会議での討論、そして採択に至りましたけれども、私が所属する厚生常任委員会の論議では、委員長は当然進行役ですので発言はされませんが、委員全員がこの課題について発言されたという経過がございますし、なおかつ、本会議での討論においては、私は会派として修正の提案をさせていただきましたけれども、その討論に対しての反対の討論は、本当に口角泡を飛ばすような熱弁を振るわれての討論もいただきましたし、大変有意義な論議がされたというふうに認識しているところでございます。

その場面を振り返りますと、本会議での討論のときには、当然、市長のご発言の場面はないので、多分、もどかしく思っておられたのかもしれませんが、その議論のやりとりも踏まえながら、この太陽光発電の条例についての市長の思いをまずお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） それでは、ただいまの木村議員のご質問に、大変難しい質問でございますけれども、少し長くなってしまいそうなことですが、お答えさせていただきますというふうに思います。

前回の太陽光発電施設のまず提案をしていくまでにいろいろ市内の状況を見ておりますと、一つは、非常に無条件に嫌悪感を持っておられる、農村景観をかなり乱してしまうなということで、嫌悪感を持っておられるご意見でございますとか、もう一つは、いつ誰がどのようにというのが全然わからなくて、ある日、突然業者さんが来て、作業が始まったと。あっという間に進んでいったと。

それから、さらには吉富駅と園部駅の間に大変大きな太陽光発電施設が設置されまし

て、あれは京都府の林地開発の制度でまず開発をしてということでございますが、そのあたりでは、その大きさに驚くとともに、これは絶対未来永劫大丈夫か、安全かというようなことも心配される、そんな情報も得ておりました。

さらにその裏側の山でも、非常に急傾斜なところに、ぱっと見たところ、適当に並べてある、しっかりアンカーを打って固定はされとるんですが、いろんな角度になっておりますので、あれ転げ落ちてきいひんかというような、そんなお声も聞く中で、大変太陽光発電に対してマイナスの関心が高まっておった状況もございます。

しかし一方では、国のエネルギーの供給計画に基づいて、再生可能エネルギーをいかに進めていくのかということで、本市にとりましても、制度的に支援も行いながら、まず各家庭の太陽光発電施設を推進する立場でもございますし、大変複雑な状況の中で今回の問題を取り扱うことになりましたが、まずは太陽光発電施設について一定の制度を設けていくことになると、特に規制を具体的に行っていくということになると、かなりの準備時間がかかるということで、実情も調べなければなりませんし、あるいは、規制するなら、その根拠も含めて調査も必要でございますし、そういったことで、膨大な作業も発生するであろうというふうに予測もされました。

今のところ、当然のように認めております。法に従えば、誰でも、いつでも、どこでも設置ができるということを規制するとなると、それなりの関係省庁とかの制度、上位法、関係の都道府県の意見も聞かなければならないと、そんな状況もありますし、当時は京都府に対して大変膨大な事務が発生しますので、規制することについては、ガイドライン的に京都府で設けてくれという要望もしておりましたが、京都府の反応はございませんでした。それなら独自にする必要があるなということで、大急ぎでやったということで、議員には大変ご不満な点もあったかと思いますが、とりあえず罰則規定とか許認可制ではなくて、届け出制でスタートして、その中で様子を見ながら、試行をしながら、さらに厳しくしていくかどうかというのを慎重に見きわめていきたいという、そんな思いがありましたので、私はそのときに発言したかったのは、木村議員の思いはよくわかるし、同じような、やっぱり規制まで踏み込んでいかなければならないんじゃないかという、そんな思いもゼロではなかったわけでございますが、スピーディーに事を進めるためにも、一つの届け出制でスタートさせていただくと。

それについては、現在も設置の動きがあるところもございますし、既に設置したところでも、届け出制を発行させますと、そこに対しては一定の、これは現状をしっかりと維持管理しろと、あるいは撤去のときにちゃんとしなさいよということで、設置以後のことについては一定の圧力をかけることができ、正しく運用してもらえんということをおもいましたので、何とか協力してほしいということをお願いしたかったのが、私の当時の思いでございますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

**○議長（今面 不倅君）** 木村議員。

**○議員（7番 木村 裕君）** ありがとうございます。時間のない中で、まずスタート

させるという思いは当然のことだったと思います。

私たち修正案の提案をしたのも、これはより今後も改善していく方向をしっかりと据えつけておくということが大事かと思いましたが、実際に原案に対する討論、それから修正案に対する討論を通じまして、討論された議員の皆さんの発言を振り返ってみますと、やはり、今後、禁止区域の設定であったり、あるいは許可制の導入であったり、場合によっては、罰則の規定も考慮に入れるということを頭に置くということを、これは確認できた中身でございまして、その点では、制度自身は今後も進化させるということはこの議会の討論を通じて確認できたのではないかというふうに思っております。

私自身も許可制への提案をしたときに、制度はその状況に応じて、あるいは必要に応じて進化させるということが必要でございまして、その点で私の思いは議会の議決の中でも酌んでいただいたというふうに理解しております。

その中で、一点だけ実は修正案の提案をしたときの中で触れた点は、実はささやかな言葉の問題かもしれませんが、共生という言葉について今でもひっかかっております。

共生という言葉はともに生きる、あるいはともに生かされるという理解をしております。この文言の使い方は結構ナーバスな部分があるかなというふうに思います。共生といった場合、これは人と生物が、あるいは自然と地域がという部分でございまして、これを仮におろそかにした場合、下手をすれば、私的な経済活動と、それから住民の福祉、これをてんびんにかけるようなことになりかねない、その立脚点がぶれてはいけないのではないかなという心配をしております。

私自身は、この二つを並べたときに、優先順位上位に位置するのは市民の福祉、それは市民の生活であったり、自然環境であったりすると思っておりますが、この点について市長の考えをお尋ねしたいと思います。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** お答えいたしたいと思います。

太陽光発電と地域の市民生活や自然環境との共生はなかなか難しいと。届け出制ではなく規制強化をとというのが当時の修正案の内容であったというふうに記憶しておるところでございます。

太陽光発電については、平成10年前後ですか、全国に先駆けて公立の中学校の屋上に40キロワットの発電パネルを設置されて、当時のことを思い出しますと、全国から次から次にと視察をしたいということで、研修、見学にお見えになりました。

そのときには、地球に優しいエネルギーであると。中学校の屋根でございまして、山の斜面とか、山を削ってとか、あるいは農地を埋め立てると、そういうようなことではなくて、今あるものの上に新しくパネルを設置すると。しかも屋上であるということで、そのときには誰も反対したり異議を唱えるものはございませんでした。

私は、これから先、どういう姿であろうと、自然のエネルギー、循環型の社会を築いていく上で、最低限の太陽光発電の施設というのは存続していきだろうし、場合によっては、これからまだふえるかもしれませんが、問題は議員さんも指摘しておられますように、共生ではなく、共生はなかなか困難なものであるという、そういう出発点にはなかなかこの歴史的な経過も含めて立てないわけで、何とか共生しながら、景観も十分に引きわめて、例えば人目のつかないところでしっかり太陽光発電を行うとか、そういったことを取り組むことができないかなど。

今の国の状況を見ていると、FIT制度そのものの見直しが行われておりまして、通常の大規模な太陽光発電施設は、既に許可を得たものについては20年間いけますし、早くから許可を受けて工事をしていないものについては、期限を設けて打ち切るぞということも言われておりますし、これから先の時代は雨後のタケノコのように太陽光発電施設が方々にできるということは、少しそういう懸念はないのかなと思いますが、後ほどの質問もありますように、横田地域ではまた新たな計画も進められようとしておりますし、そういった意味では、共生できるかどうかについては大変心配しておるところでございますが、基本的にはあくまでも次世代のエネルギー源として、共生できる方法を探っていくというのが必要ではないかなど。また、可能ではないかなというふうに思っております。

以上です。

**○議長（今面 不悖君）** 木村議員。

**○議員（7番 木村 裕君）** 了解いたしました。私も修正案の提案ではなくて、質疑のときに、みずからも10年前から家庭用の太陽光発電を抱えておりますので、その点では再生可能エネルギー、代替エネルギーとしての役割をしっかりと理解しているつもりではございますけれども、ただ、この開発行為等に当たっては、やはり住民の福祉、それから地域の自然環境、これをまず優先しながら、その許容範囲の中でこの施工を認めていくという考え方を私はすべきだというふうに思っておりますので、その点、ご理解いただきたいというふうに思っております。

それで、条例の施行は来年の1月1日といいましても、実は来月でして、たちまち動き始めております。今、私の地元、横田の事例も少しお話しいただきましたけれども、これは、あす、野村議員が質問されますので、これについては私が直接は触れませんが、規模としては5ヘクタールで大体7,000枚ほどの規模のものでございます。発電量として2,700キロワットというような大規模なものでございますけれども、これの取り扱いについては、あす、ご質問されますので、そちらのほうでお願いしたいと思いますけれども、この施行に当たって、実は条例の中で規則に定めるという部分を幾つも挙げております。例えば、第4条の事業者が市に行う事前協議であったり、あるいは、第5条で周辺住民等への事前の周知や、それから、第6条で事業計画についての市への届け出、これらは規則で定めるというふうに条例の中で書かれております。この

あたりの準備は、当然、1月1日の施行に向けて確実に進められているというふうに思いますが、その点について担当部長にお伺いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

弓削市民部長。

**○市民部長（弓削 雅裕君）** 木村議員のご質問にお答えいたします。

条例施行に向けての準備の状況でございますけれども、現在、担当課と関係各課の横断的な協議を行いまして、その準備を進めておるところでございます。

市民の皆様に向けては、広報なんたん10・11月号で条例制定の記事を掲載させていただいたところでございますし、あと事業者に対する指導等の準備といたしまして、条例に基づきます手続の手順などをまとめた資料を作成して準備をいたしております。

また、資源エネルギー庁との連携の関係におきましては、条例で定めました既存施設の適正な維持管理、廃止等の適切な解体、撤去等の指導等を行うために、いわゆるFIT法による認定状況についての情報提供が得られるよう、その準備も行っておるところでございます。

議員から、今、質問のありました規則の関係につきましては、条例で委任しとる内容につきまして、おおむね確定しておるところでございますけれども、一部施設基準等の内容につきまして、今、最終の詰めを行っておる状況でございます。条例制定の目的が達成できる内容となりますように、至急、確定しなければならないと思っておる現状でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

木村議員。

**○議員（7番 木村 裕君）** 年度末を迎える中で、大変お忙しいとは思いますが、条例がスタートいたしますので、それを執行するために規則、そして施設の設置基準、いずれもしっかりとしたものを提示する必要がありますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

今のご答弁の中でちょっと耳なれないといいたいまいしょうか、理解ができなかった部分があったんですけども、次の質問でお尋ねしようとしてますことにかかわるのかもしれませんが、既存の施設に対しては、附則の中で適切な維持管理ということと、それから、施設の廃止時における撤去なり処分なりも附則で定めております。この適用を当然するためには、その情報を事前といいたいまいしょうか、スタートのときには速やかに把握しておく必要がありますが、それに関してどのような手順で進められるのか、既にお答えだったのかもしれませんが、ちょっと言葉が理解できませんでしたので、もう一度、お願ひしたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 弓削市民部長。

**○市民部長（弓削 雅裕君）** お答えさせていただきます。

条例施行日以前の施設に対する指導等の関係についてのご質問でございますが、議員

からありましたとおり、条例の附則におきまして、出力10キロワット以上の発電事業を行っている場合には、着手の時期にかかわらず、全ての事業者につきまして管理者等の情報提示を行うこと、それから、常時、安全かつ良好な状態で維持管理を行うこと、廃止の際には30日前までに届け出ることと、撤去、その他の措置を適切に行うことを規定しておるものでございます。そしてまた、市が必要と認める場合には、事業者に対しまして指導等を行うことができる規定を定めております。

市内の固定価格買取制度の10キロワット以上の再生可能エネルギー発電設備の導入件数は、おおよそ400件程度あるというふうに情報があります。資源エネルギー庁のほうで公表されております。これについて、資源エネルギー庁にも問い合わせましたところ、認定状況、事業者名、所在地、発電出力等について、一定の情報提供は得られるということ聞いております。このような情報をもとにいたしますとともに、あと今後ですけれども、区長様などにもご協力をいただきまして、地域の実態把握に努めていきたいというふうに考えております。

そして、その中で不適切な管理状況にあると推測されるものに対しまして、優先的に実態調査を行いまして、必要に応じて指導等を行って、条例の具現化に努めてまいりたいと思っております。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

木村議員。

**○議員（7番 木村 裕君）** 既存の施設についての情報把握もしっかりとやっていただいて、この条例がそれこそ適正に執行されますことをお願いしておきたいと思えます。

この太陽光発電の問題、いろいろ絡んでくるのは、例えば災害の対策であったり、それから生態系の維持であったり、景観であったりと、非常にいろんな分野にわたります。この太陽光発電の条例をしっかり施行することは、それぞれに関係する他の施策、分野と密接に関連しますので、これをしっかり行うことは、ほかの部分もしっかり行えるということにきつとつながってくるので、これは行政の執行能力を高める中身でもありますので、さらに行政の能力を高められるよう、この条例の執行を通じて取り組んでいただけるようお願いしておきたいというふうに思えます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、総合振興計画にかかわりまして、南丹ブランドについての質問を予定しておりましたが、本日、朝の質問で谷尻昌史議員がかなり突っ込んでの質問をされましたので、これもできるだけ簡潔に質問していきたいと思っております。

私の質問は、特に横のつながりといいましょうか、特に京都府が作りました総合計画、これは京都夢実現プランと銘打ったものでして、今後20年間の長期にわたる計画でございますけれども、その中で地域振興計画というものを打ち立てております。これ、先日、振興局へ行って入手してきましたけれども、新京都丹波ビジョンというので、市長も見られたかもしれませんが、まだできたてのほやほやですので、その中身につ



いてはこれから消化し、当然、来年度の取り組みに向けての検討になってこようかとは思いますが、この新京都丹波ビジョン、南丹地域の振興計画ですが、おおむね今後の4年間で取り組んでいこうということでございます。

タイトルにありますように、京都丹波というくくり、これは朝の市長のご答弁の中でも、京都丹波というブランド、これも活用するということをおっしゃいましたけれども、エリアとしては本市と亀岡市、京丹波町、これをカバーした2市1町でございますけれども、この地域を象徴するブランドとして京都丹波を打ち出すんだということを言っております。その魅力を発信していく、認知度を上げていくということをうたっております。

具体的に京都丹波の強みを生かすプロジェクトとして三つ上げております。一つは食のプロジェクトです。これは、当然、朝の質問だけでなく、きのうからの質問の中でも、この地域の特産品としてキヌヒカリの話や、私の地元で黒田で言いますと、黒大豆もつくってますし、それから小豆の京都大納言もつくってますけれども、こういった品種はたくさんございます。こういった食の関係の特産品を生かしてのプロジェクトというのが一つ。

もう二つございまして、もう一つは、自然歴史文化プロジェクト。その自然の部分は特に森の京都につながっていく。森の京都については市長の特別の思いが朝の質疑の中でありまして、農とか実りの部分、その指摘をなさいまして、なるほどなと思いましたが、そういった自然環境も含めて、名所、旧跡や、あるいは伝統芸能も含めてのプロジェクトという部分が二つ目。

三つ目は、スポーツについてのプロジェクトということで、これは亀岡でいけば京都スタジアムありますけれども、本市においてはトライアスロンの大会であったり、サイクリングであったりの大会があります。こういったものを京都丹波の強みとして生かすプロジェクトとして打ち出そうとしております。

これについて、南丹市としてどう対応していくのか、あるいはどう生かしていくのか。これは打ち出されたばかりですし、来年度の予算の編成に向けてテーマになってくる部分かとは思いますが、基本的なお考えを市長にお尋ねしたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 京都府でつくられた計画ではございますが、それぞれ市町村のいろんなプロジェクト、計画、そういうものも十分加味されながら、最終的にまとめ上げられたプランであろうというふうに思っておりますので、京都府のプロジェクトといえども、密接に関係しておるといふふうにまず思います。

具体的には、これから三つの大きなテーマのもとに取り組みを進められるわけですが、市としての基本的な考え方は、それを磨きをかけて一つの流れをつくっていくまでは、やっぱり何でも首を突っ込んでいくということが一番大切だというふうに思

っております。いろんな谷川から水が流れてきて、大きな川の流れになっていくと思いますが、一つ一つ関心を持って、小さな流れに首を突っ込んでいくという。

具体的に言いますと、既に動いとるわけですが、光秀の取り組みについては、これは光秀ゆかりの地を市としてもいろいろ掘り起こしていこうということで、一部、掘り起こしが進んでおりますし、亀岡市のほうもトロッコで来たお客様をさらにスタジアムに、京都府はゲートウエーと、丹波の入り口やというふうにスタジアムを位置づけておりますし、そこからさらに北へとなると、何か保津川遊船の上にもう一つ船を流すんやというような計画も、千代川今津から流すんやという計画もあるらしいですが、その具体化のほうは定かではございませんが、とにかく南丹市にも来てもらうためにも、亀岡の光秀の取り組みに協力して、一緒にやっっていこうと。

これは京丹波もしかりでございまして、マリオットのホテルが来ると。そんな中で、京都のお客さんを京丹波町にも引っ張り込む。光秀の関係も、八木城も見てほしいし、それからゆかりの園部の地もございまして。新聞でも南八田の曹源寺の石碑もつい最近も出ておりましたが、何といたしまして、京丹波町には玉雲寺という光秀ゆかりのお寺もございまして、そのあたりも含めて首を突っ込んで、観光、歴史面ではやっっていける、例えばでございまして。

それから、日本遺産の関係は、朝、言いましたが、亀岡の保津川ルートについても、保津川文化圏と、これは美山も含めて南丹市も参加しておる遺産の計画でございまして、南丹市で提案しておりますものも、亀岡、京丹波を含んだものでもございまして、そういった意味では、いろんな切り口から何でも首を突っ込んでいこうと。

残念ながら、スポーツの関係で、私はかねがね京都府に京都府立丹波自然運動公園があると。これは特にすばらしい陸上競技場やトラックがありますし、マラソンもやられております。亀岡がスタジアムと。真ん中には大型屋内体育館がほんまは欲しかったんですが、白梅町の島津アリーナですか、非常に駐車場もなく使いにくいところに体育館が改築されてしまいました。奈良県では橿原市に奈良県の中心的なスポーツゾーンをつくっておられますし、そういう意味では、亀岡、南丹、京丹波を一つのゾーンとしてそういうものが欲しいなと思っておりましたが、これはまた要望していかなんと思っておりますが、そういった切り口もございまして、それからサイクルツーリズムで、京都府の初めの計画では、南丹エリアはサイクルツーリズムのエリアに入っておりませんでしたので、お願いしたというか、どっちかという抗議をしたわけですが、入ってへんやないかと、それはちょっとお声をかけますと、抜けておったということで、すぐ入れていただきまして、そういったサイクルツーリズムの一つのゾーンを2市1町で取り組んでいくとか、いろんな切り口があります。食の関係ももちろんあります。ですから、初めのうちはどう進めていって、どういう京都府の流れに引っ張っていってもらえるかというのも、こちらも積極的に提案するだけのものをこれからこしらえていかなんですし、どこでも小さな流れに顔を出していく、首を突っ込んでいきながら、大きな流れ

に乗っていきたいというのが思いでございます。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

木村議員。

**○議員（7番 木村 裕君）** ありがとうございます。あちこちに首を突っ込んでいく、小さな川の流れを大きな大流にしていくというようなイメージかというふうに思います。

私も同じふうを考えておまして、今回の京都丹波のプロジェクトないしは南丹市が持ってます総合振興計画での南丹ブランドの考え方については、大きな交流をこれからつくっていくということだというふうに思います。

朝の質疑の中で、市長、ブランドとしては三つを上げられました。一つは京都丹波という比較的大きなもの、そして南丹のブランド、その下により細かく分けた、例えばということ、南丹美山だとかいう言い方をされました。3段階あります。その段階ごとにそれぞれ活発にする、そして大きな流れをつくっていくということが極めて重要でございます。これから大交流の時代でございますけれども、今、その流れを南丹市においてもしっかりと交流が活発になる状態が求められます。

逆に言いますと、亀岡と京丹波については、亀岡は京都スタジアムで勢いがついてきている。それから京丹波は、先ほどマリオットの話なさいましたけれども、味夢の里を一つの起点にして、あるいはトレセンを一つの起点にして勢いがつき始めている。

そのときに、南丹市、おくれをとれば、この流れに埋没する可能性もあります。大きな流れを見据えながら、南丹市の中の交流を、例えば亀岡、南丹、京丹波を横のつながりの横軸とすれば、美山、日吉、八木、園部の縦のライン、この交流のラインをしっかりとつくっていくということが極めて重要やと思います。

けさの質疑の中でも、市長は、観光協会の体制の問題も触れられましたし、一方で、この4月の組織改正の中で商工観光の部門の補強もなさいました。こういう体制もしっかりつくっておられますけれども、やはりこれらを全て動かしていくためには、プロモートする部分が極めて重要でございます。その点でしっかりとした取り組みをお願いしたいと思いますが、最後の質問で、この秋に京都府に要望活動がされました。その関係で、こういった南丹ブランド、あるいは京都丹波というくくりの大きなブランドの活用なんかも含めて要望なされた部分がありましたらお教えいただきたいのと、京都丹波という2市1町の中での取り組み、それは府が絡んでの話ですけれども、そういった協議の場を設定されることは当然想定されますけれども、その辺の見通しなんかをお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 去る11月11日に府会議員の片山先生にも同行いただきながら、南丹市の要望を直接西脇知事に届けさせていただきました。

その中で、一番先頭にお願いしたのは、元気な南丹市をつくるために、交通インフラを生かした人の流れをつくる、あるいは産業の流れをつくる企業誘致にかかわっての調整区域の開発について京都府も手を貸してくれと、そのお願いをした後、もう一つのお願いは、日本遺産手を挙げておるので、京都府も全面バックアップして、保津川文化を支援しておられますが、南丹市も支援してほしいと。

それについては、先般、南丹広域振興局のほうからも、南丹市の取り組みについては、決して後から出てきて邪魔者やというふうには思っておりませんと、支援をいたしますというようなことも聞いておりますが、まずは本件については、亀岡市長、京丹波町長とも相談させていただいて、南丹市が中心的な役割を、全てつくりますから、一緒にやっていきたいと思いますということで了解を得ておる内容でございますので、そういった意味では、京都丹波ブランドを一つ構成できるように頑張りたいというふうに思っておりますが、そのほかには、これはブランドづくりではないんですが、ごみ処理の問題とか、あるいは水道の亀岡、南丹で協力していく、ある意味での広域化の取り組みでございますとか、あるいは京丹波町と南丹市と一緒に取り組みました高齢者の自動車運転講習の再開の取り組み、これはやむを得ず経費を予算をつけてやっておりますが、本来、おかしいですなということで、そんなこともお願いに行ったところでございます。

2市1町の今日までの協力関係としては、定期的に理事者が京丹波と南丹市と亀岡市、順番に持ち回りで懇談の場、情報交換の場を開いておりまして、今度は南丹広域振興局も入っていただいております、南丹広域振興局が当番で場所設定、会議設定をいただくということになっております。

また、1市1町の選出でございます片山府議にもお願いいたしまして、定期的に1市1町の首長と懇談の場を持とうと。そこで情報交換をしていこう。具体的には、府政に対してパイプ役として日常的にお願いする内容などの調整の場を設けておりまして、1月の終わりぐらいに次回は設定しようかということで、これは3人が当番制で場所を決めてお会いして、資料を渡したりしながら情報交換すると。そんなことを始めております。まだまだ大きな流れではございませんが、2市1町、南丹、そして場合によっては、1市1町でもスクラムを組んで、地域のブランド化、あるいは合理的な行政の推進についての協力関係を築いてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 木村議員。

**○議員（7番 木村 裕君）** ありがとうございます。よろしくお願いたします。

最後に、前日銀総裁の白川方明さんという方が、自分を戒める言葉として、アジェンダ、行動計画を正しく定めよということ座右の銘にしておられたそうです。行動計画、これは目標をしっかりと持って、それに向かってのステップを着実に積んでいくという、

当たり前のことではありますけれども、しっかりとアジェンダを正しく設定されて、南丹ブランドの確立に向けて取り組んでいただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（今面 不悖君）** 以上で、木村裕議員の一般質問を終わります。

本日は、この程度といたします。

次の本会議は、12月5日午前10時より再開して、一般質問を継続いたします。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さんでございました。

**午後 4時00分散会**

---